

桜井中学校校舎改修第2期主体工事

図面リスト											
意匠						構造					
図番	図面名称	縮尺	図番	図面名称	縮尺	図番	図面名称	縮尺	図番	図面名称	縮尺
A- 00	表紙・図面リスト	NS	A- 37	E V棟 短計図 (改修前・改修後)	1/50	A- 74	1階平面図 (法テック図)	1/200	S- 01	建築工事特記仕様書 (構造-1)	NS
01	建築工事特記仕様書 (1)	NS	38	短計図	1/50	75	2階平面図 (法テック図)	1/200	02	建築工事特記仕様書 (構造-2)	NS
02	建築工事特記仕様書 (2)	NS	39	南棟 A階段詳細図1	1/50	76	3階平面図 (法テック図)	1/200	03	柱脚標準図	NS
03	建築工事特記仕様書 (3)	NS	40	南棟 A階段詳細図2	1/50	77	S57年1階 建具伏図 (既存図)	1/200	04	デッキ合成スラブ標準図	NS
04	建築工事特記仕様書 (4)	NS	41	南棟 B階段詳細図1	1/50	78	S57年2階 建具伏図 (既存図)	1/200	05	配筋基準図 (1)	NS
05	建築工事特記仕様書 (5)	NS	42	南棟 B階段詳細図2	1/50	79	S57年3階 建具伏図 (既存図)	1/200	06	配筋基準図 (2)	NS
06	建築工事特記仕様書 (6)	NS	43	北棟 C階段詳細図1	1/50, 100	80	S57年建具表1 (既存図)	1/200	07	配筋基準図 (3)	NS
07	建築工事特記仕様書 (7)	NS	44	北棟 C階段詳細図2	1/50	81	S57年建具表2 (既存図)	1/200	08	配筋基準図 (4)	NS
08	建築工事特記仕様書 (8)	NS	45	北棟 D階段詳細図1	1/50	82	S57年建具表3 (既存図)	1/200	09	鉄骨基準図 (1)	NS
09	建築工事特記仕様書 (9)	NS	46	北棟 D階段詳細図2	1/50	83	S57年建具表4 (既存図)	1/200	10	鉄骨基準図 (2)	NS
10	建築工事特記仕様書 (10)	NS	47	昇降口 (A)・教員用昇降口 平面詳細図	1/50	84	S57年建具表5 (既存図)	1/200	11	鉄骨基準図 (3)	NS
11	建築改修工事特記仕様書 (1)	NS	48	昇降口 (A) 展開図	1/50	85	S57年建具表6 (既存図)	1/200	12	鉄骨基準図 (4)	NS
12	建築改修工事特記仕様書 (2)	NS	49	教員用昇降口 展開図	1/50	86	S58年1, 2階 建具伏図 (既存図)	1/200	13	ボーリング柱状図	NS
13	建築改修工事特記仕様書 (3)	NS	50	昇降口 (B) 平面詳細図	1/50	87	S58年3, R階 建具伏図 (既存図)	1/200	14	基礎、1階床伏図	1/50
14	建築改修工事特記仕様書 (4)	NS	51	昇降口 (B) 展開図	1/50	88	S58年建具表1 (既存図)	1/200	15	2階~R階床伏図	1/50
15	建築改修工事特記仕様書 (5)	NS	52	昇降口 (C) 平面詳細図	1/50	89	S58年建具表2 (既存図)	1/200	16	軸組図 (1)	1/50
16	建築改修工事特記仕様書 (6)	NS	53	昇降口 (C) 展開図	1/200	90	S58年建具表3 (既存図)	1/200	17	軸組図 (2)	1/50
17	建築改修工事特記仕様書 (7)	NS	54	未客玄関改修前後詳細図	1/200	91	S58年建具表4 (既存図)	1/200	18	部材リスト	NS
18	建築改修工事特記仕様書 (8)	NS	55	未客玄関改修前後展開図	1/200	92	S58年建具表5 (既存図)	1/200	19	鉄骨詳細図	1/50
19	配置図、付近見取図、工事概要	1/500	56	保健室改修前後詳細図	1/50	93	S58年建具表6 (既存図)	1/200			
20	内部仕上表 (南棟・遊り廊下)	NS	57	E V棟 平面詳細図	1/50	94	H9年建具表1 (既存図)	1/200			
21	内部仕上表 (北棟)	NS	58	E V棟 建具表、天井伏図	1/10, 20	95	H9年建具表2 (既存図)	1/10			
22	E V棟 仕上表	NS	59	E V棟 展開図	1/5	96	H9年建具表3 (既存図)	各図			
23	1階平面図	1/200	60	普通教室A, A'、B型 平面詳細図	1/30, 50	97	H9年建具符号図 (既存図)	各図			
24	2階平面図	1/200	61	部分詳細図1 (昇降口)	1/500	98	シャワーユニット詳細図	各図			
25	3階平面図	1/200	62	建具表	1/500	99	部分詳細図	各図			
26	屋根平面図	1/200	63	部分詳細図2 (手洗い洗じ他)	1/400	100	遊り廊下改修図	各図			
27	防水改修図2階	1/200	64	部分詳細図3 (E V棟 EXP.V詳細図)	1/40	101	防水改修図 技術科棟	1/50			
28	防水改修図3階	1/100	65	エレベーター詳細図 (1)	1/400	102	高梁水櫃目廻し壁撤去図	各図			
29	防水改修図屋根	1/200	66	エレベーター詳細図 (2)	NS	仮- 01	仮設計図面1				
30	南棟 南北立面図-1	1/200	67	エレベーター詳細図 (3)	NS	仮- 02	仮設計図面2				
31	南棟 南北立面図-2	1/200	68	小荷物専用昇降機詳細図	NS						
32	北棟 南北立面図-1	1/200	69	申請概要、付近見取図、配置図	NS						
33	北棟 南北立面図-2	1/50	70	敷地求積図	1/200						
34	東西立面図-1	1/50	71	平均地盤面算定図-1	1/200						
35	東西立面図-2	1/50	72	平均地盤面算定図-2	1/200						
36	E V棟 立面図・断面図	1/50	73	建物求積図	1/200						

計 124 枚

章	項目	特記事項	備考	章	項目	特記事項	備考																																																						
5節 施工	1.5.2 技能士	<ul style="list-style-type: none"> 再生加熱アスファルト混合物 ・ 再生路盤材 ・ PC製品 ・ 舗装用ブロック ※ () 工事完了時にあいる材の使用実績をリサイクルガイドライン様式8「あいる材使用状況報告書」及び様式9「あいる材使用実績集約表」を電子データで監督職員に提出する。 		1	* 排出ガス対策型建設機械	作業名： 建設機械名： <ul style="list-style-type: none"> ※ 有り ・ なし (対象機種：バックホウ、車輪式トラクターショベル、ブルドーザー、発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイールクレーン(いずれもディーゼルエンジン出力7.5~260KW)) (対象規制値：排出ガス対策型建設機械指定要領(国土交通省総合政策局)の別表1(1次基準値)) 																																																							
		<ul style="list-style-type: none"> ※ 適用する () ・ 適用しない () <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用職種</th> <th>標準仕様書</th> <th>工事種別</th> <th>標準仕様書</th> <th>工事の細分</th> <th>資格(技能検定における選択作業)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※ 鉄筋工事</td> <td></td> <td>加工及び組立て</td> <td></td> <td></td> <td>1級鉄筋技能士</td> <td>通用工事は下記による</td> </tr> <tr> <td>※ コンクリート工事</td> <td></td> <td>型枠</td> <td></td> <td></td> <td>1級型枠施工技能士</td> <td>※延べ5,000㎡</td> </tr> <tr> <td>※ 防水工事</td> <td></td> <td>床コンクリートにて仕上げ</td> <td></td> <td></td> <td>1級左官技能士</td> <td>以上の工事</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td></td> <td>アスファルト防水</td> <td></td> <td></td> <td>1級防水施工技能士</td> <td>・その他特に必要と認められる工事</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td></td> <td>シート防水</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>※</td> <td></td> <td>塗膜防水</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>※</td> <td></td> <td>シーリング</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	適用職種			標準仕様書	工事種別	標準仕様書	工事の細分	資格(技能検定における選択作業)	備考	※ 鉄筋工事		加工及び組立て			1級鉄筋技能士	通用工事は下記による	※ コンクリート工事		型枠			1級型枠施工技能士	※延べ5,000㎡	※ 防水工事		床コンクリートにて仕上げ			1級左官技能士	以上の工事	※		アスファルト防水			1級防水施工技能士	・その他特に必要と認められる工事	※		シート防水					※		塗膜防水					※		シーリング					
		適用職種	標準仕様書			工事種別	標準仕様書	工事の細分	資格(技能検定における選択作業)	備考																																																			
		※ 鉄筋工事				加工及び組立て			1級鉄筋技能士	通用工事は下記による																																																			
		※ コンクリート工事				型枠			1級型枠施工技能士	※延べ5,000㎡																																																			
		※ 防水工事				床コンクリートにて仕上げ			1級左官技能士	以上の工事																																																			
		※				アスファルト防水			1級防水施工技能士	・その他特に必要と認められる工事																																																			
		※				シート防水																																																							
		※				塗膜防水																																																							
		※				シーリング																																																							
1.5.5 施工の検査等		<ul style="list-style-type: none"> その他必要と認められる技能検定の職種及び作業の種類 () 見本施工 ※ 行わない () ・ 行う () 																																																											
1.5.9 化学物質の濃度測定		<ul style="list-style-type: none"> 下記の室の揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督職員に報告すること。 測定時期 () ・ アセトアルデヒド(参考値) 対象物質 ※ ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、ステレン、パラジクロロベンゼン () 測定方法 ※ バック型採取法 () ・ 文部科学省「学校環境衛生の基準」による () 測定する室/測定箇所数 () / () () / () 																																																											
6節 工事検査及び技術検査	1.6.2 技術検査	<ul style="list-style-type: none"> 中間技術検査 () ・ 行わない () ・ 行う (実施回数：) ・ 実施時期： () 																																																											
7節 完成図書	1.7.1 完成時の提出図書	<ul style="list-style-type: none"> 契約図の製本は契約後速やかに、それ以外の図書は完了検査合格後に監督官の指示する期日までに提出すること。 工事完了前に次の図書を作成し監督職員に提出する。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 完成原図(施工図を除く) 1部 2) 完成図(施工図を除く)の2つ折り製本 1部 3) 契約図のA3版2つ折り製本(合本作成) 2部 4) 契約図の2つ折り製本 1部 5) 保安に関する資料 1部 6) 施設台帳の作成又は整備(高等学校及び特別支援学校を除く) 7) その他必要書類 1部 8) 契約図・完成図(施工図を除く)のPDFファイル(公共建築課PDFファイル作成ガイドラインによる) CD-RまたはDVD-R 2部 9) 竣工図A3版2つ折り製本 2部 完成図の種類は下記とする。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 配置図 2. 平面図・積算図 3. 仕上表 4. 施工図 5. その他監督職員の指示するもの 原図作成方法 ※ CAD作成し紙出力 紙の種類 ※ PPC用紙・A3用紙・和紙・同等品 ・ トレーシングペーパー <ul style="list-style-type: none"> ① 設計原図と同じ ② 提出する () ・ 愛知県電子納品運用ガイドラインに基づく () ・ 監督職員との協議による(AutoCAD) () ・ 提出しない () 																																																											
章	その他	<ul style="list-style-type: none"> * 光熱水費 * 現場代理人等 	<ul style="list-style-type: none"> 建物引き渡しまでの電気、水道、ガス等の料金(基本料金、電気主任技術者委託料を含む)は、協議の上、各工事受注者が負担する。 	2	2節 2.2.4 縄張り、運方、足場等	<ul style="list-style-type: none"> * 足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について(平成21年4月24日厚生労働省労働基準局長 基準第0424002号)に規定する「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「動きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり設置方式又は2の(3)手すり先行専用足場方式により行う。 屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971(屋根工事用足場及び施工方法)に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等の足場及び装備機材を設置する。 * 高さが5m以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要性能墜落制止用器具はフルハーネス型とし、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)によるものとする。 																																																							
		<ul style="list-style-type: none"> * 契約約款第11条に規定する現場代理人、主任技術者(監理技術者)の通知は、所定の様式(現場代理人等通知書)により、監督官を通じて発注者に提出しなければならない。また建設業法に基づく監理技術者補佐、専門技術者を定めたときも同様とする。 * 受注者は、主任技術者について建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき他の工事と兼務させる場合や監理技術者について同施行令第28条及び第29条の規定に基づき監理技術者補佐を専任で配置することにより他の工事と兼務させる場合にあっては、所定の様式により兼務届を作成の上、新たに契約した工事については工事請負契約締結後5日以内に、現に施工中の工事については原則兼務期間の始期より前に、監督職員を通じて発注者に提出すること。 * 監理技術者の兼任要件等については、「建設業第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置要件について」のとおりとする。(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/tokureikanrigijutusaha.htmlを参照) * 建築工事又は建設工事の保険の種類は、建設工事保険とする。期間は、工事資材の現場搬入の日から工事目的物の引渡しの日までとする。(特に定めのない限り、契約上の工事完成期日経過後14日間とする。) 保険金受取人(被保険者)は、受注者とする。 * 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。 * 工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、受注者は、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の建築物等及び仮設物に対し、必要な安全対策措置が実施されているかの確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する安全の再確認を行うなど、有事に際しての備えを行うこと。 * 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 2) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 3) 下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。 																																																											
		<ul style="list-style-type: none"> * 火災保険等加入方法等 * 法定外の労災保険 * 事故報告 																																																											
		<ul style="list-style-type: none"> * 工事中の安全管理 																																																											
		<ul style="list-style-type: none"> * 工事の下請負 																																																											
		<ul style="list-style-type: none"> * 施工体制台帳 * 施工体系図 	<ul style="list-style-type: none"> * 建設業法第24条の8第1項の規定により作成した施工体制台帳(同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。)の写しを監督職員に提出すること。 (公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条) * 下請契約を締結する場合においては、下請金額に関わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所(仮囲いなど)に掲示する。 * 本工事における木材利用状況に関する調査に協力すること。 																																																										
		<ul style="list-style-type: none"> * 騒音・振動対策 	<ul style="list-style-type: none"> * 契約約款第3条第1項の規定による「工程表」は、発注者から請求があった時に提出すること。 * 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達)」及び関連法規の規定を厳守し施工する。また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業(特定建設作業)及び下記に指定した建設機械については、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(建設大臣告示)により指定された建設機械を使用する。 <ul style="list-style-type: none"> 作業名： 建設機械名： 																																																										
		2節 2.2.4 縄張り、運方、足場等				<ul style="list-style-type: none"> * 足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について(平成21年4月24日厚生労働省労働基準局長 基準第0424002号)に規定する「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「動きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり設置方式又は2の(3)手すり先行専用足場方式により行う。 屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971(屋根工事用足場及び施工方法)に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等の足場及び装備機材を設置する。 * 高さが5m以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要性能墜落制止用器具はフルハーネス型とし、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)によるものとする。 																																																							
		3節 仮設物				<ul style="list-style-type: none"> 標準仕上 (床) 合板張り又はビニル床シート張り (内壁・天井) 合板又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルジョンペイント塗り (屋根) 塗装溶融垂れどめ鋼板張り、又は鉄板張り、調合ペイント塗り 																																																							
		* 受注者事務所、材料置場その他仮設物の設置場所				<ul style="list-style-type: none"> * 受注者事務所(設ける場合) ① 構内(従業員宿舎除く) ・ 構外 材料置場 ② 構内 ・ 構外 その他仮設物 ③ 構内(従業員宿舎除く) ・ 構外 																																																							
建設現場標識の設置		<ul style="list-style-type: none"> * 事務所等は建築基準法等関係法令を遵守し、基礎を設置するなど適切に建築すること。 * 建設現場標識 ④ 設ける(他工事と共同設置を可とする) ・ 設けない 																																																											
		<table border="1"> <tr> <td colspan="2">株式会社 安藤建築設計</td> <td colspan="2">桜井中学校中規模改修第2期主体工事</td> <td>図面番号</td> </tr> <tr> <td colspan="2">一級建築事務所 第10838号</td> <td colspan="2">建築工事特記仕様書 2/10</td> <td>A-2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">安藤 敦也</td> <td colspan="2">設計</td> <td>縮尺 NS</td> </tr> <tr> <td>検</td> <td>製</td> <td>年</td> <td>○年○月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>図</td> <td>図</td> <td>○年○月</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	株式会社 安藤建築設計		桜井中学校中規模改修第2期主体工事		図面番号	一級建築事務所 第10838号		建築工事特記仕様書 2/10		A-2	安藤 敦也		設計		縮尺 NS	検	製	年	○年○月		図	図	○年○月																																				
株式会社 安藤建築設計		桜井中学校中規模改修第2期主体工事		図面番号																																																									
一級建築事務所 第10838号		建築工事特記仕様書 2/10		A-2																																																									
安藤 敦也		設計		縮尺 NS																																																									
検	製	年	○年○月																																																										
図	図	○年○月																																																											

章	項目	特記事項	備考
6章	6.8.2 材料	<p>• ひび割れ誘発目地 位置、形状、寸法 ※図示による ()</p> <p>• せき板の材料 コンクリート打ち仕上げの場合 ※表6.2.4の表面仕上げ程度に見合ったもの ・図示による ()</p> <p>• コンクリート打ち仕上げ以外の場合 ※コンクリートの品質を確保できるもの ・図示による ()</p> <p>• 合板をせき板に用いる場合の厚さ ※12mm 図示による ()</p> <p>• 断熱材を兼用した型枠材 ※図示による () ・使用する () () ・使用しない ()</p> <p>• MCR工法用シート ※図示による () ・使用する (使用箇所: ()) ・使用しない ()</p> <p>• 配管用等スリーブの材種及び規格等 ※図示による ()</p> <p>• ラス型枠については、下記の仕様により使用できるものとする。</p> <p>1) 使用可能部位 独立基礎、地中梁(ただし、見えがり部、ピット内部は合板型枠とする。)</p> <p>2) 鉄筋の最小かぶり厚さ ラス型枠を使用した部分の鉄筋の最小かぶり厚さは、公共建築工事標準仕様書(建築工事編)表5.3.6に示す数値+10mmとする。</p> <p>3) コンクリートのスランパ スランパは15cm又は18cmとする。パイブレーターを使用するときには、ラス型枠に直接当てないように注意する。</p> <p>4) その他 各メーカーで仕様が異なるため、それぞれの施工要領書等で確認する。</p>	
	6.8.4 型枠存置期間・取外し		
	10節 軽量コンクリート		
	6.10.1 一般事項	<p>• 軽量コンクリートの適用箇所 ※図示による ()</p>	
	6.10.2 種類及び品質	<p>• 軽量コンクリートの種類 1種 2種 気乾単位容積質量 () t/m³</p> <p>• スランパ ※21cm () 図示による ()</p>	[表6.10.1]
	11節 寒中コンクリート		
7章	7.1.1 一般事項	<p>• 適用期間 ※ JASS5による打込日を含む旬の平均気温が4°C以下の期間 ()</p>	
	7.1.2 材料及び調合	<p>• 構造体強度補正値 (S) ※6.11.2(3)(7)による () 横算温度を基に定める ()</p> <p>• 構造体強度補正値 (S) ※6N/mm² 図示による ()</p>	
	7.1.3.1 一般事項	<p>• 適用箇所 ※図示による ()</p> <p>• セメントの種類 ※図示による () 普通が「ポルトランドセメント」 中・高熱が「ポルトランドセメント」</p> <p>• 低熱が「ポルトランドセメント」 高炉セメントB種 ・フライアッシュセメントB種 ・シラメント</p> <p>• 混和剤の種類 図示による AE減水剤 ・高性能AE減水剤 ()</p> <p>• 混和剤の種類 図示による フライアッシュII種 ・高炉スラグ微粉末3000 ・高炉スラグ微粉末4000</p> <p>• スランパ 図示による ※15cm ()</p> <p>• 構造体強度補正値 (S) ※表6.13.1による ()</p>	
	7.1.3.2 材料及び調合		
	14節 無筋コンクリート		
	6.14.1 一般事項	<p>• コンクリートの種類 ※普通コンクリート 図示による ()</p> <p>• 設計基準強度 ※18N/mm² 図示による ()</p> <p>• スランパ 15cm 18cm () 図示による ()</p> <p>• 適用箇所 ※図示による () 街きよ、縁石、側溝類及びこれらの基礎</p> <p>• 間石横みの基礎及び墓礎め 捨てコンクリート 機械室等で用いる配管埋設用</p> <p>• 防水層の保護 コンクリート舗装</p>	
15節 流動化コンクリート			
6.15.1 一般事項	<p>• 流動化コンクリート 適用する () 適用しない ()</p>		

章	項目	特記事項	備考						
7章	7.8.4 塗料種別	<p>耐火被覆材の接着する面以外の塗装範囲 ※7.8.2(1)(ア)~(オ)以外の範囲 ・図示による ()</p> <p>•SRC造の鋼製スリーブで鉄骨に溶接されたものの内面 ・図示による ※表18.3.1のA種</p> <p>•耐火被覆材が接着する面 ()</p>							
	9節 耐火被覆								
	7.9.2 耐火被覆の種類等	<p>•耐火被覆の種類 ※図示による ()</p> <p>•耐火材吹付け ・耐火板張り ・耐火材巻付け ・張り材塗り ・耐火塗料 ()</p> <p>•材料及び工法等 ※図示による ()</p> <p>•耐火被覆の耐火性能 ※図示による ()</p>							
	7.9.3 耐火被覆の性能、品質等								
鉄骨工	10節 工事現場施工								
	7.10.3 アカボトの設置等	<p>•構造用アカボト 形状、寸法 ※図示による ()</p> <p>•アカボルト 形状、寸法 ※図示による ()</p> <p>•建方用アカボトの保持及び埋込み工法 () A種 () B種 ()</p> <p>•柱底均しモルタル厚さ ※図示による ()</p> <p>工法 ※A種 () B種 ()</p>	[表7.10.1] [表7.10.2]						
	11節 軽量形鋼								
	7.11.2 施工	<p>•ボルトの接合方法 ※図示による ()</p>							
7.12.5 溶融垂れつき工法	<p>•摩擦面の処理方法等 ・ブラスト処理 ・りん酸塩処理 ()</p> <p>・図示による ()</p>								
8章	2節 補強コンクリート ロック造								
	8.2.2 材料	<p>•ブロックの種類、モジュール呼び寸法、正味厚さ ※図示による ()</p>							
	8.2.3 モルタルの調合	<p>•調合 ※8.2.3(ア)~(イ)による ()</p>							
	8.2.5 鉄筋の加工及び組立	<p>•各部の配筋 ※図示による ()</p>							
	8.2.8 モルタル及びコンクリートの充填	<p>•充填するブロックの範囲 ※図示による ()</p>							
	3節 コンクリートブロック壁壁及びび								
	8.3.2 材料	<p>•ブロックの種類、モジュール呼び寸法、正味厚さ () ※表8.3.1による</p> <p>•塀の厚さ ※高さ2m以下: 120mm、2mを超える: 150mm 図示による ()</p> <p>•塀の化粧ブロックの使用 図示による ()</p> <p>•モルタルの調合 ※8.2.3(ア)~(イ)による ()</p>							
	8.3.3 モルタルの調合	<p>•コンクリートの調合 ※図示による ()</p>							
	8.3.4 鉄筋の加工及び組立	<p>•壁鉄筋の継手、定着及び末端部の折り曲げ形状 ※図示による ()</p> <p>•各部の配筋 ※図示による ()</p>							
	4節 ALCパネル								
8.4.2 材料	<p>•A種とB種の区分、単位荷重、厚さ、幅、長さ、耐火性能等 ※図示による ()</p> <p>• [区分(外壁) 単位荷重(600N/mm²) 厚さ(100)mm 幅(長さ(4000)mm 耐火性能(1時間 一部デザイン</p>	[表8.4.2]							
8.4.3 外壁パネル構法	<p>•種類 () A種 () B種 ()</p> <p>•建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 ※図示による ()</p> <p>•パネル幅の最小限度 ※300mm ()</p> <p>•パネルの短辺小口相互の接合部の目地幅 ※10mm~20mm ()</p> <p>•パネル構造以外の目地及び隙間の処理 ※パネル製造上の仕様による ()</p> <p>出隅、入隅のハネ接合部並びにハネと他部材との取合い部の目地幅 ※10mm~20mm () (B) mm 図示による ()</p> <p>•(6)、(7)の伸縮調整目地の耐火目地材の充填 (行) ・行わない () 図示による ()</p> <p>•種類 () C種 () D種 () E種 ()</p>	[表8.4.3]							
5節 押出成形セメント板 (ECP)									
8.5.2 材料	<p>•ハネの種類、形状、厚さ、幅 ※図示による ()</p> <p>•種類 () 形状 () 厚さ () mm 幅 () mm</p>	[表8.5.1]							
8.5.3 外壁パネル工法	<p>•種類 () A種 () B種 ()</p> <p>•建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 ※図示による ()</p> <p>•パネル相互の目地幅 ・ [長辺 () mm 短辺 () mm] 図示による ()</p> <p>出隅及び入隅のパネル接合部の目地幅 ※15mm程度(シリング材充填) () () mm 図示による ()</p> <p>耐火構造以外の目地及び隙間の処理 ※パネル製造上の仕様による ()</p>	[表8.5.2]							
8.5.4 間仕切壁ハネ工法	<p>•種類 () B種 () C種 ()</p>								
8.5.5 溝掘り及び開口部の措置	<p>•ハネの開口寸法等の限度 () () 図示による ()</p>								
9章	2節 アスファルト防水								
	9.2.2 材料	<p>•防水の保証期間は工事目的引き渡しがらモルタル防水5年、その他防水10年とする。</p> <p>•改質アスファルトフィニッシュシート 種類及び厚さ ※表9.2.3~表9.2.8による () ・図示による ()</p> <p>•部分粘着層付改質アスファルトフィニッシュシート 種類及び厚さ ※表9.2.5~表9.2.8による () ・図示による ()</p> <p>•押え金物の材質及び形状寸法 ※アルミニウム製L-30×15×2.0(mm)程度 () 図示による ()</p> <p>•断熱材(屋根保護防水断熱工法) 厚さ () 図示による ()</p> <p>•断熱材(屋根露出防水断熱工法) 種類及び厚さ () 図示による ()</p> <p>•絶縁用シート材 【屋根保護防水密着工法・屋根保護防水絶縁工法】 ※ダィフレナム4t=0.15mm以上 ()</p> <p>【屋根保護防水密着断熱工法・屋根保護防水絶縁断熱工法】 ※ダィレビレ、ダィレフ等を平織りしたアスファルトクロス(70g/㎡程度) ()</p> <p>•乾式保護材(立上り部保護) ※図示による ()</p> <p>•れんが(立上り部保護) ※JIS R 1250(普通れんが及び化粧れんが) ()</p>	[表9.2.3]~[表9.2.9]						
	9.2.3 防水層の種類及び工程	<p>•施工箇所毎の防水層の工法による種類</p> <table border="1"> <tr> <th>種別</th> <th>工程</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>•図示による ()</p> <p>•立上り部における保護コンクリートの適用及び工法 ※図示による ()</p> <p>•屋根露出防水絶縁工法 又は 屋根露出防水絶縁断熱工法の場合</p> <p>脱臭装置の種類、設置数量 ※アスファルトフィニッシュ 類製造時の指定 () () ・図示による ()</p> <p>仕上塗料の種類 ※図示による ()</p> <p>仕上塗料の使用量 ※アスファルトフィニッシュ 類製造時の仕様 () () ・図示による ()</p> <p>•屋根防水密着工法 保護層 () ・有 () ・無 () 図示による ()</p> <p>E-1の工程3 ※貯水槽、浴槽等の常時水に接する部位に適用 ・行わない () () ・図示による ()</p> <p>•下地モルタル塗 適用箇所 () () 図示による ()</p> <p>•立上り ※コンクリート打ち仕上げ[表6.2.4のB種] () () 図示による ()</p> <p>•メトリン回り及び立上り部周辺の断熱材の張り位置(屋根露出防水絶縁断熱工法) ※図示による () ()</p>	種別	工程	備考				[表9.2.3]~[表9.2.9]
	種別	工程	備考						
	9.2.4 施工								
	株式会社 安藤建築設計	桜井中学校規模改修第2期主体工事	図面番号	A-4					
		一級建築事務所 第10838号	建築工事特記仕様書 4/10	縮尺 NS					
	安藤 敦也	設計							
	検 査	図	設 計						
	○年○月								

章	項目	特記事項	備考
9	9.2.5 保護層等の施工	<ul style="list-style-type: none"> 平場の保護コクリト厚さ ※80mm以上[こて仕上げ] ※60mm以上[床タイル張り等仕上げ] 立上り部の保護 乾式保護材 れんが押え コクリト押え モルタル押え(屋内等) 図示による 屋上排水溝 図示による 	
	3節 改質アスファルト防水	<ul style="list-style-type: none"> 改質アスファルト 種類及び厚さ ※表9.3.1～表9.3.3による 図示による 粘着層付改質アスファルト、部分粘着層付改質アスファルト 種類及び厚さ ※表9.3.1～表9.3.3による 図示による 押え金物 材質、形状及び寸法 ※7φ～12φ製 L=30×15×2.0(mm)程度 図示による 屋根露出防水断熱法に用いる断熱材の種類及び厚さ ※図示による 	
	9.3.2 材料	<ul style="list-style-type: none"> 断熱材の種類 断熱材の厚さ 断熱材の目地幅 断熱材の目地寸法 	[表9.3.1]～[表9.3.3]
	9.3.3 防水層の種類及び工程	<ul style="list-style-type: none"> 防水層の工法による種別 根絶露出防水工法 根絶露出防水断熱工法 根絶露出防水断熱断熱工法 	[表9.3.1]～[表9.3.3]
防	4節 合成高分子系F-フィンシート防水	<ul style="list-style-type: none"> F-フィンシート 種類及び厚さ ※表9.4.1～表9.4.3による 図示による 絶縁シート 材質 ※発泡ポリエチレンシート 図示による 固定金具の材質、形状及び寸法 ※9.4.2(3)(4)による 図示による 断熱工法に用いる断熱材 機械的固定工法の場合の種類及び厚さ ※図示による 	
	9.4.3 防水層の種類及び工程	<ul style="list-style-type: none"> 防水層の工法による種別 接着工法の場合 合成高分子系F-フィンシート防水(屋内保護密着工法)の場合の工程4のモルタル塗面 防水層の地下におけるモルタル塗面 防水層下地の立上り 接着工法でプレキャストコンクリート下地の場合の目地処理 プレキャストコンクリート下地の入隅部の増張り(種別S-F1、S-F1) 建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 屋内保護密着工法の場合 保護層の立上り部の保護モルタル塗面 	[表9.4.1]～[表9.4.3]
	9.4.4 施工	<ul style="list-style-type: none"> 防水層の地下におけるモルタル塗面 防水層下地の立上り 接着工法でプレキャストコンクリート下地の場合の目地処理 プレキャストコンクリート下地の入隅部の増張り(種別S-F1、S-F1) 建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 屋内保護密着工法の場合 保護層の立上り部の保護モルタル塗面 	[表9.4.3]
	5節 塗膜防水	<ul style="list-style-type: none"> 防水層の工法による種別 ウレタンゴム系塗膜防水 脱気装置の種類及び設置数量(種別X-1) ゴムアスファルト系塗膜防水 	[表9.5.1]～[表9.5.1]
水	9.5.3 防水層の種類及び工程	<ul style="list-style-type: none"> 防水層の工法による種別 ウレタンゴム系塗膜防水 脱気装置の種類及び設置数量(種別X-1) ゴムアスファルト系塗膜防水 	[表9.5.1]～[表9.5.1]
	9.5.4 施工	<ul style="list-style-type: none"> 防水層の地下におけるモルタル塗面 防水層下地の立上り 	
	6節 ケイ酸質系塗布防水	<ul style="list-style-type: none"> 適用部位 防水層の工法による種別 防水層の下地 コンクリートの打継ぎ箇所の処理 シーリング材の種類及び施工箇所 	[表9.6.2]
	9.6.3 防水層の種類及び工程	<ul style="list-style-type: none"> 防水層の工法による種別 防水層の下地 コンクリートの打継ぎ箇所の処理 シーリング材の種類及び施工箇所 	[表9.6.2]
工	7節 シーリング	<ul style="list-style-type: none"> シーリング材の種類及び施工箇所 シーリング材の目地寸法 シーリング材の目地寸法 シーリング材の目地寸法 	[表9.7.1]～[表9.7.1]
	9.7.2 材料	<ul style="list-style-type: none"> シーリング材の種類及び施工箇所 シーリング材の目地寸法 シーリング材の目地寸法 シーリング材の目地寸法 	[表9.7.1]～[表9.7.1]
	9.7.3 目地寸法	<ul style="list-style-type: none"> シーリング材の目地寸法 シーリング材の目地寸法 シーリング材の目地寸法 シーリング材の目地寸法 	[表9.7.1]～[表9.7.1]
	9.7.5 シーリング材の試験	<ul style="list-style-type: none"> シーリング材の目地寸法 シーリング材の目地寸法 シーリング材の目地寸法 シーリング材の目地寸法 	[表9.7.1]～[表9.7.1]
10	1節 共通事項	<ul style="list-style-type: none"> 石材の割付 粗面仕上げの場合の地中その他の材料等へのみ込みとなる部分の仕上げ 床の場合のワックス使用 	
	10.1.5 清掃	<ul style="list-style-type: none"> 表面仕上げの種類 天然石 テラゾ 	[表10.2.1]及び表10.2.2
	10.2.1 石材	<ul style="list-style-type: none"> 種類、等級等 形状、寸法 種石の種類 種石の大きさ テラゾブロック形状による区分 テラゾタイル 寸法による区分 外壁湿式工法及び内壁空積工法用受金物の材質、形状及び寸法 乾式工法用金物 特殊部位用金物 	[表10.2.1]及び表10.2.2
	10.2.2 取付け金物	<ul style="list-style-type: none"> 外壁湿式工法及び内壁空積工法用受金物の材質、形状及び寸法 乾式工法用金物 特殊部位用金物 	[表10.2.1]及び表10.2.2

章	項目	特記事項	備考																					
10	10.2.3 その他の材料	<ul style="list-style-type: none"> 化粧吊ボルトの材質、形状 アンカーの材質、寸法 湿式工法及び空積工法 乾式工法及び特殊部位 	※ SUS304製M10、化粧ナット付 () ※ SS400、M12 () ※ SUS304製M10 ()																					
	10.3節 外壁湿式工法	<ul style="list-style-type: none"> 石材の厚さ 石裏面処理 下地ごしらえ 一般目地の目地幅 伸縮調整目地の位置 伸縮調整目地のシーリング材の目地寸法 	() () () () () ()																					
	10.3.2 材料	<ul style="list-style-type: none"> 石材の厚さ 石裏面処理 下地ごしらえ 一般目地の目地幅 伸縮調整目地の位置 伸縮調整目地のシーリング材の目地寸法 	() () () () () ()																					
	10.3.3 施工	<ul style="list-style-type: none"> 石裏面処理 下地ごしらえ 一般目地の目地幅 伸縮調整目地の位置 伸縮調整目地のシーリング材の目地寸法 	() () () () ()																					
石	4節 内壁空積工法	<ul style="list-style-type: none"> 石材の厚さ 石裏面処理 下地ごしらえ 一般目地の目地幅 伸縮調整目地の位置 伸縮調整目地のシーリング材の目地寸法 	() () () () () ()																					
	10.4.2 材料	<ul style="list-style-type: none"> 石材の厚さ 石裏面処理 下地ごしらえ 一般目地の目地幅 伸縮調整目地の位置 伸縮調整目地のシーリング材の目地寸法 	() () () () () ()																					
	10.4.3 施工	<ul style="list-style-type: none"> 石裏面処理 下地ごしらえ 一般目地の目地幅 伸縮調整目地の位置 伸縮調整目地のシーリング材の目地寸法 	() () () () ()																					
	5節 乾式工法	<ul style="list-style-type: none"> 石材の厚さ 石裏面処理 下地ごしらえ 一般目地の目地幅 伸縮調整目地の位置 伸縮調整目地のシーリング材の目地寸法 	() () () () () ()																					
工	10.5.2 材料	<ul style="list-style-type: none"> 石材の厚さ 石裏面処理 下地ごしらえ 一般目地の目地幅 伸縮調整目地の位置 伸縮調整目地のシーリング材の目地寸法 	() () () () () ()																					
	10.5.3 施工	<ul style="list-style-type: none"> 石裏面処理 下地ごしらえ 一般目地の目地幅 伸縮調整目地の位置 伸縮調整目地のシーリング材の目地寸法 	() () () () ()																					
	6節 床及び階段の石張り	<ul style="list-style-type: none"> 石材の厚さ 石裏面処理 下地ごしらえ 一般目地の目地幅 伸縮調整目地の位置 伸縮調整目地のシーリング材の目地寸法 	() () () () () ()																					
	10.6.2 床の石張り	<ul style="list-style-type: none"> 石材の厚さ 石裏面処理 下地ごしらえ 一般目地の目地幅 伸縮調整目地の位置 伸縮調整目地のシーリング材の目地寸法 	() () () () () ()																					
事	7節 特殊部位の石張り	<ul style="list-style-type: none"> 石材の取付工法 石材の厚さ 石裏面処理 一般目地の目地幅 伸縮調整目地の位置 伸縮調整目地のシーリング材の目地寸法 	() () () () () ()																					
	10.7.1 一般事項	<ul style="list-style-type: none"> 石材の取付工法 石材の厚さ 石裏面処理 一般目地の目地幅 伸縮調整目地の位置 伸縮調整目地のシーリング材の目地寸法 	() () () () () ()																					
	10.7.2 アーチ、上げ裏等の石張り	<ul style="list-style-type: none"> 石材の取付工法 石材の厚さ 石裏面処理 一般目地の目地幅 伸縮調整目地の位置 伸縮調整目地のシーリング材の目地寸法 	() () () () () ()																					
	10.7.3 笠木、甲板等の石張り	<ul style="list-style-type: none"> 石材の取付工法 石材の厚さ 石裏面処理 一般目地の目地幅 伸縮調整目地の位置 伸縮調整目地のシーリング材の目地寸法 	() () () () () ()																					
11	1節 共通事項	<ul style="list-style-type: none"> 目地の位置 伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地 	※表11.1.1による () 図示による																					
	11.1.3 伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地	<ul style="list-style-type: none"> 目地の位置 伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地 	※表11.1.1による () 図示による																					
	2節 タイル	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用箇所</th> <th>形状</th> <th>寸法</th> <th>耐凍害性</th> <th>耐滑り性</th> <th>標準色/特別色</th> <th>タイル張り工法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>玄関</td> <td></td> <td>100角</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>タイル張り工法</td> </tr> <tr> <td>昇降口</td> <td></td> <td>100角</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>タイル張り工法</td> </tr> </tbody> </table>	適用箇所	形状	寸法	耐凍害性	耐滑り性	標準色/特別色	タイル張り工法	玄関		100角				タイル張り工法	昇降口		100角				タイル張り工法	
	適用箇所	形状	寸法	耐凍害性	耐滑り性	標準色/特別色	タイル張り工法																	
玄関		100角				タイル張り工法																		
昇降口		100角				タイル張り工法																		
11.2.3 張付け用材料	<ul style="list-style-type: none"> 取調べモルタル 下地モルタルのコンクリート素地面処理 壁タイル張り工法 	() () ()																						
タ	3節 有機系接着剤によるタイル張り	<ul style="list-style-type: none"> 目地の位置 伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地 	※表11.1.1による () 図示による																					
	11.3.2 材料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用箇所</th> <th>形状</th> <th>寸法</th> <th>耐凍害性</th> <th>耐滑り性</th> <th>標準色/特別色</th> <th>タイル張り工法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>玄関</td> <td></td> <td>100角</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>タイル張り工法</td> </tr> <tr> <td>昇降口</td> <td></td> <td>100角</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>タイル張り工法</td> </tr> </tbody> </table>	適用箇所	形状	寸法	耐凍害性	耐滑り性	標準色/特別色	タイル張り工法	玄関		100角				タイル張り工法	昇降口		100角				タイル張り工法	
	適用箇所	形状	寸法	耐凍害性	耐滑り性	標準色/特別色	タイル張り工法																	
	玄関		100角				タイル張り工法																	
昇降口		100角				タイル張り工法																		
11.3.3 材料	<ul style="list-style-type: none"> 目地の位置 伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地 	※表11.1.1による () 図示による																						
11.3.4 シーリング材	<ul style="list-style-type: none"> 目地の位置 伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地 	※表11.1.1による () 図示による																						
12	1節 共通事項	<ul style="list-style-type: none"> 見え掛り面の表面の仕上げ程度[機械加工] 見え掛り面の表面の仕上げ程度[手加工] 	[表12.1.1] [表12.1.2]																					
	12.1.4 表面仕上げ	<ul style="list-style-type: none"> 見え掛り面の表面の仕上げ程度[機械加工] 見え掛り面の表面の仕上げ程度[手加工] 	[表12.1.1] [表12.1.2]																					
	2節 材料	<ul style="list-style-type: none"> 見え掛り面の表面の仕上げ程度[機械加工] 見え掛り面の表面の仕上げ程度[手加工] 	[表12.1.1] [表12.1.2]																					
	12.1.4 表面仕上げ	<ul style="list-style-type: none"> 見え掛り面の表面の仕上げ程度[機械加工] 見え掛り面の表面の仕上げ程度[手加工] 	[表12.1.1] [表12.1.2]																					

章	項目	特記事項	備考
12	12.2.1 木材	(1)(4) 含水率 下地材 (※A種・B種) 造作材 (※A種・B種) [表12.2.1] (1)(9) 材料のホルムアルデヒド放散量等 ※12.2.1(1)(9) による (2)(7) 製材 「製材のJAS」による製材 下地用針葉樹製材 樹種、寸法、形状、含水率、保存処理及び材面の品質 ※図示による 造作用針葉樹製材 樹種、寸法、等級、形状、含水率、保存処理及び材面の品質 ※図示による 板類における等級 ※枠、額縁、敷居、鴨居、框の類の見掛り面は上小節、それ以外は小節以上 広葉樹製材 樹種、寸法、保存処理及び材面の品質 ※図示による 等級 ※1等 ※図示による 含水率 ※10%以下 ※図示による (2)(4) 「製材のJAS」以外の製材 下地、造作及び仕上げに用いる製材 樹種、寸法、材面の品質、防虫処理及び含水率 ※図示による 造作材の材面の品質の基準 ※A種・B種 [表12.2.2] (3)(7) 造作用集成材 「集成材のJAS」による造作用集成材 造作用集成材 品名、樹種、見付け材面数、寸法 ※図示による 見付け材面の品質 ※1等 ※図示による 化粧ばり造作用集成材 品名、樹種、化粧薄板の厚さ、見付け材面数、寸法 ※図示による 見付け材面の品質 ※1等 ※図示による 化粧ばり構造用集成柱 品名、樹種、化粧薄板の厚さ、寸法、見付け材面の品質 ※図示による (3)(4) 「集成材のJAS」以外の造作用集成材 造作用集成材 樹種、寸法、見付け材面の品質 ※図示による 含水率 ※15%以下 ※図示による 化粧ばり造作用集成材 樹種、寸法、化粧薄板の厚さ、見付け材面の品質 ※図示による 含水率 ※15%以下 ※図示による 化粧ばり構造用集成柱 樹種、寸法、見付け材面の品質、化粧薄板の厚さ ※図示による 含水率 ※15%以下 ※図示による (4)(7) 造作用単板積層材 「単板積層材のJAS」に基づく造作用単板積層材 品名、寸法、表面の品質及び防虫処理 ※図示による (4)(4) 「単板積層材のJAS」以外の造作用単板積層材 寸法、表面の品質及び防虫処理 ※図示による 含水率 ※14%以下 ※図示による (5) 直交集成板 品名、曲げ強度、種別、接着性能(使用環境)、樹種及び寸法 ※図示による (6) 合板等 下地用普通合板 品名、単板の樹種名、防虫処理 ※図示による 厚さ ※5mm ※図示による 接着の程度 ※1類 ※図示による 板面の品質 ※2等以上(広葉樹) ※C-D以上(針葉樹) ※図示による 湿潤状態となる場所を使用する場合の接着の程度 ※1類 ※図示による 下地用構造用合板 品名、単板の樹種名、保存処理、防虫処理、強度等級 ※図示による 厚さ ※12mm ※図示による 接着の程度 ※1類(湿潤箇所を除く) ※特類(湿潤箇所) ※図示による 等級 ※2級以上 ※図示による 板面の品質 ※C-D以上 ※図示による 化粧ばり構造用合板 品名、厚さ、単板の樹種名、接着の程度、防虫処理 ※図示による 湿潤状態となる場所を使用する場合の接着の程度 ※特類 ※図示による 天然木材化粧合板 厚さ、接着の程度、化粧板に使用する単板の樹種名、防虫処理 ※図示による 特殊加工化粧合板 品目、厚さ、接着の程度、単板の樹種名、化粧加工の方法、防虫処理 ※図示による パーティクルボード 表裏面の状態による区分、難燃性による区分及び厚さ ※図示による 曲げ強さによる区分、耐水性による区分、厚さ ※15mm、13Pタイプ ※15mm、13Mタイプ 構造用パネル 品名、厚さ ※図示による ミッドジョイントタイプボード(MDF) 表裏面の状態による区分、曲げ強さによる区分、接着剤による区分、厚さ ※図示による	
	12.2.2 接合具等	造作材の化粧面の釘打ち ※隠し釘打ち ※釘頭埋め木 ※つぶし頭釘打ち ※釘頭現し 諸金物の形状、寸法、材質 ※12.2.2(2)(7)による	
	3節 防蟻・防蟻・防虫処理		
	12.3.1 防蟻・防蟻処理	薬剤の加圧注入による防蟻・防蟻処理 適用部材、保存処理性能区分 ※図示による 薬剤の塗布等による防蟻・防蟻処理 表面処理用木材保存剤による処理 ※図示による 薬剤の種類、適用部材 ※図示による 処理の方法 ※12.3.1(4)(b)による	
	12.3.2 防虫処理	薬剤の接着剤への混入による防蟻・防蟻処理 ※図示による 合板等の加圧注入による防蟻・防蟻処理 ※図示による 防虫処理の適用 ※図示による	
	4節 RC造等の内部間仕切軸組及び床組		
	12.4.1 木材	間仕切軸組に用いる木材 杉・松 床組に用いる木材(土間アワ)類の土台、転ばし大引、転ばし根太) ひのき・保存処理木材 床組に用いる木材(上記以外) 杉・松	
	5節 窓、出入口その他		
	12.5.1 木材	窓、出入口その他に用いる木材 吊元枠、水掛りの下枠、敷居 ※ひのき その他 松・杉 ※図示による	
	6節 床板張り	縁甲板、上りがまちに用いる木材 ※ひのき	
12.6.1 木材	間伐材 樹種 ○杉(愛知県内産、長野県下伊那郡根羽村産、その他の安城市交流自治体地域産)		
12.7.1 木材	木材 杉・松 ※図示による		
13	13.2.2 材料	長尺金属板の種類に応じた板及びコイルの種類 ※JIS G 3322の屋根用304(種類、記号) ※図示による 塗膜の耐久性の種類、めっき付着量、厚さ ※図示による 下葺材料(釘又はアプルが打てる下地の場合) ※図示による 屋根葺形式 ※図示による 建築基準法に基づく風圧力及び積雪荷重に対応した工法 屋根葺工法 ※図示による 雪止め ※図示による	
	13.2.3 工法	折板 形式 ・重ね形 ・はせ絡め形 山高、山ピッチ、耐力、厚さ ※図示による	
13	13.3.2 工法		
	13.3.2 材料	折板に使用する材料 材料の種類 () ※図示による 外気の影響を受けない屋内のタイトフレームに使用する材料 () ※図示による 軒先面戸板 有・無 ※図示による 断熱材張りを行う場合の断熱材の種類、厚さ、防火性能等 ※図示による 建築基準法に基づく風圧力及び積雪荷重に対応した工法 () ※図示による くらはばり包み () ※図示による	[表13.2.1]
13	13.4.2 材料	粘土瓦 種類、大きさ、役物瓦の種類、雪止め瓦の使用 ※図示による 産地 ※愛知県産 JIS A 5208に基づく凍害試験等 ※行う ※行わない 瓦枚木 材質 ※杉 () ※図示による 棟補強用心材 材質 ※杉 () ※図示による 棟補強等に使用する金物等の材質、形状、寸法、留付け方法 ※図示による 下葺材料(釘又はアプルが打てる下地の場合) ※アスファルト・フィング 940 ・改質アスファルト・フィング 下葺材 建築基準法に基づく風圧力及び積雪荷重に対応した工法 () ※図示による 瓦枚木の留付け工法 () ※図示による 棟の工法 ・7寸丸伏せ棟 ・F型用冠瓦伏せ棟 ・のし積み棟 () ※図示による	
	13.5.2 材料	材種等 ※図示による くい受金物及び足金物 材種 ※溶融亜鉛メッキ () ※図示による 形状、取付け間隔 ※図示による 防露巻き(銅管製とい) ※表13.5.4による	
13	13.5.3 工法		
	13.5.3 工法		
14	14.2.1 表面処理	14.2.1 スチールの表面仕上げ 種類 ※H L仕上げ () ※図示による 14.2.2 アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理 種類 ※図示による AB-1種 ・ AB-2種 ・ AC-1種 ・ AC-2種 ・ AC-3種 ・ BA-1種 ・ BA-2種 BB-2種 ・ BC-1種 ・ BC-2種 ・ C種(常温乾燥形の塗装)	[表14.2.1]
	14.2.3 鉄鋼の亜鉛めっき	14.2.3 鉄鋼の亜鉛めっき 亜鉛めっき種別 ※図示による A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種 ・ F種	[表14.2.2]
14	14.4.2 形式及び寸法	14.4.2 野緑等の種類 屋内 ※19形 ・ 25形 ※図示による 屋外 ※19形 ※25形 ※図示による 屋外の野緑間隔 () mm ※図示による 屋外の野緑間隔 () mm ※図示による 夕外等により吊りボルトの間隔が900mmを超える場合の補強方法 ※図示による 天井のふとところが1.5m以上3m以下の場合の補強方法 ※14.4.4(8)による 天井のふとところが3mを超える場合の補強方法 ※図示による 天井下地材の耐震性を考慮した補強方法 ※図示による 耐風圧性を考慮した補強方法(屋外の軒、ピロティ等の天井) ※図示による	[表14.4.1]
	14.4.4 工法	14.4.4 形式及び寸法 野緑等の種類 屋内 ※19形 ・ 25形 ※図示による 屋外 ※19形 ※25形 ※図示による 夕外等により吊りボルトの間隔が900mmを超える場合の補強方法 ※図示による 天井のふとところが1.5m以上3m以下の場合の補強方法 ※14.4.4(8)による 天井のふとところが3mを超える場合の補強方法 ※図示による 天井下地材の耐震性を考慮した補強方法 ※図示による 耐風圧性を考慮した補強方法(屋外の軒、ピロティ等の天井) ※図示による	[表14.4.1]
14	14.5.3 形式及び寸法	14.5.3 形式及び寸法 スタッド、ラナの種類 ・ 50形 (69形) ・ 90形 ・ 100形 ※スタッドの高さに応じた種類 ※図示による スタッド高さが5.0mを超える場合 ()	[表14.5.1]
	14.5.4 工法	14.5.4 工法 出入口及びこれに準ずる開口部の補強 ※14.5.4(5)による	
14	14.6.2 材料	14.6.2 材料 金属成形板張り 種類、表面処理 ※図示による 14.6.3 工法 取付け用下地 ※4節 軽量鉄骨天井下地による 長尺ものの温度変化に対する伸縮調整継手 () ※図示による	
	14.7.2 材料	14.7.2 材料 アルミニウム製笠木 主な構成部材による種類 ・250形 ・300形 ・350形 ※図示による 笠木本体の材料の表面処理の種類 ※図示による AB-1種 ・ AB-2種 ・ AC-1種 ・ AC-2種 ・ BA-1種 ・ BA-2種 BB-2種 ・ BC-1種 ・ BC-2種 ・ C種(常温乾燥形の塗装)	[表14.7.1] [表14.2.1]
14	14.7.3 工法	14.7.3 工法 建築基準法に基づく風圧力及び積雪荷重に対応した工法 ()	
	14.8.2 手すり	14.8.2 手すり 材料の種類 () ※図示による 14.8.3 タラップ 材料の種類 () ※図示による 表面処理の種類 亜鉛めっき ※表14.2.2のC種 ステンレス ※研磨等の仕上げを行わない () ※図示による	
15	15.2.4 ラス系下地	15.2.4 ラス系下地 ラス系下地種類 通気工法 ・ 二層下地 ・ 単層下地 () 直張り工法 ・ ラスモルタル下地 ・ ラスシートモルタル下地 () 通気工法(外張断熱工法) () 建築基準法に基づく指定がある場合のラス下地板、下地用合板、面材等の下地の仕様 ※図示による ラス及び補強用平ラス 素材 ※2種波形ラス700[通気工法二層下地] ※2種防水紙付きラス800[通気工法単層下地] 種類、単位面積当たりの質量 () ※図示による ラスシート 山高、山ピッチ、質量及び溶接ピッチによる区分 ※LS4[耐力壁] () ※図示による ステープルの形状及び寸法 () ※L925TS[リプラス] ※L1019JS[波形ラス] () ※図示による 通気工法二層下地の場合の換気口の措置 ※「公共建築木造工事標準仕様書」11.4.3(2)(ク)による 直張り工法のシート貼りの場合のシート施工[耐力壁として使用する場合] ※図示による せつこうボード その他のボード下地 せつこうボード及びラスボードの種類、厚さ ※図示による 木質系セメント板の種類、厚さ ※図示による 耐力壁の指定がある場合 ※図示による 木ずり用小幅板の樹種 ※杉(去り材) () ※図示による	
	15.2.5 せつこうボード	15.2.5 せつこうボード その他のボード下地 せつこうボード及びラスボードの種類、厚さ ※図示による 木質系セメント板の種類、厚さ ※図示による 耐力壁の指定がある場合 ※図示による 木ずり用小幅板の樹種 ※杉(去り材) () ※図示による	
13	13.2.3 工法		
	13.3.2 材料		
13	13.3.2 材料		
	13.3.2 材料		

章	項目	特記事項	備考
13	13.3.2 工法		
	13.4.2 材料		
13	13.5.2 材料		
	13.5.3 工法		
14	14.2.1 表面処理		
	14.2.3 鉄鋼の亜鉛めっき		
14	14.4.2 形式及び寸法		
	14.4.4 工法		
14	14.5.3 形式及び寸法		
	14.5.4 工法		
14	14.6.2 材料		
	14.7.2 材料		
14	14.7.3 工法		
	14.8.2 手すり		
15	15.2.4 ラス系下地		
	15.2.5 せつこうボード		
13	13.2.3 工法		
	13.3.2 材料		
13	13.3.2 材料		
	13.3.2 材料		

株式会社 安藤建築設計	桜井中学校中規模改修第2期主体工事	図面番号
一級建築事務所 第10838号	建築工事特記仕様書 6/10	縮尺
安藤 敦也		NS
検 製 図	設 計	
	○年○月	

章	項	目	特	記	事	項	備	考	
15	15.3.2	材	材料	モルタル	現場調査材料	既調合材料	表示による		
	15.3.5	工	法	既製目地材	使用する(形状)	使用しない	表示による		
	5節	仕上げ	床の目地割り	※目地割2m程度、最大目地間隔3m程度			表示による		
	15.5.2	材	料	外壁タテ張り下地等の下地モルタル塗り及び下地調整塗材塗りの接着力試験	※行う	行わない			
	15.5.2	材	料	種類及び品質	セッコウ系	セメント系	表示による	[表15.5.1]	
	15.6.2	材	料	仕上塗材	種類(呼び名)、仕上の形状、工法		表示による	[表15.6.1]	
	6節	仕上	内装薄塗材及び内装厚塗材で吸放湿性を有する塗材の使用箇所及び種類等				表示による		
	15.6.2	材	料	複層仕上塗材の耐水性	※耐候形3種	○耐候形(1)種	表示による		
	15.6.4	下地	複層仕上塗材の上塗材	樹脂 ※アクリル系	シリカ系	ポリウレタン系	○シリコン系	ふっ素系	表示による
	15.6.4	下地	外装厚塗材Si、Eの上塗材の適用	木ずり下地の場合	※表15.10.1による			表示による	

章	項	目	特	記	事	項	備	考	
16	16.4.4	形状	鋼板類の厚さ	※表16.4.2による			表示による		
	16.5.2	性能	鋼板類の種類	※表示による					
	16.5.3	材	料	召合せ、縦小口包み板等	※鋼板	ステンレス鋼板	アルミニウム合金		
	16.5.4	形状	鋼板類の厚さ	※表16.5.1による			表示による		
	16.6.3	材	料	ステンレス鋼板	※ SUS304	※ SUS430J1L	※ SUS443J1	表示による	
	16.6.4	形状	仕上	表面仕上げ	※ HL			表示による	
	16.6.5	工	法	曲げ加工	※ 普通曲げ		角出し曲げ	表示による	
	16.7.2	材	料	含水率	※ A種	※ B種	※ C種	表示による	[表16.7.1]
	16.7.2	材	料	フラッシュ戸の表面材の合板の種類及び品質等	※ 16.7.2(2)(ア)~(イ)			表示による	
	16.7.3	形状	仕上	フラッシュ戸表面材の厚さ	※表16.7.6による			表示による	[表16.7.7]
16.7.4	工	法	木製建具の取付け施工	※表16.8.4による			表示による	[表16.7.10]	
16.8.1	一般	事項	木製建具の見込み寸法	※表16.8.1による					
16.8.2	材	質	既製の建具用金物のうち機能上必要最低限のもの				建具製作所の仕様による		
16.8.3	取付	取付	金物の種類及び見え掛り部の材質	※表16.8.1による					
16.8.4	鍵	鍵	表16.8.1中の*印の適用並びに備考中の特記について	※表示による					
16.8.4	鍵	鍵	金属製建具用丁番の枚数及び大きさ	※表16.8.2による					
16.8.4	鍵	鍵	樹脂製建具用丁番の枚数及び大きさ	※表16.8.3による					
16.8.4	鍵	鍵	木製建具用丁番の枚数及び大きさ	※表16.8.4による					
16.8.4	鍵	鍵	戸車及びレール	※表16.8.5による					
16.8.4	鍵	鍵	握り玉、レバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置	※表示による					
16.8.4	鍵	鍵	マスターキー	○製作する			(メーカー仕様による)		
16.8.4	鍵	鍵	鍵の制作本数等	※3本組とし、室名札を付ける			鍵箱	※要	
16.9.2	性能	性能	駆動装置の性能値	※表16.9.1による(引き戸用)					
16.9.2	性能	性能	多機能化出入口の引き戸用駆動装置の性能値	※表16.9.2による					
16.9.2	性能	性能	検出装置の性能	※表16.9.3による(引き戸用)					
16.9.3	機	構	戸の開閉方式						
16.9.3	機	構	引き戸用検出装置の種類						
16.9.3	機	構	凍結防止措置	※要					
16.10.3	性能	性能	自閉式上吊り引戸装置の性能	※表16.10.1による					
16.11.2	形式	形式	シャッターの種類	※管理用シャッター	※外壁用防火シャッター	※屋内用防火シャッター	※防煙シャッター		
16.11.2	形式	形式	耐風圧強度[管理用シャッター、外壁用防火シャッター]						
16.11.2	形式	形式	開閉方式の種類	※上部電動式(手動併用)	※上部手動式				
16.11.2	形式	形式	電動シャッターにおける不測の落下防止装置設置箇所						
16.11.2	形式	形式	電動式シャッターにおける障害物感知装置設置箇所						
16.11.2	形式	形式	屋内用防火シャッター、防煙シャッターの危害防止機構の設置箇所						
16.11.2	形式	形式	シャッターケース	※設置する[外壁用防火シャッター、屋内用防火シャッター、防煙シャッターの場合]					
16.12.3	材	料	スラット及びシャッターケース用鋼板	鋼板の種類			表示による		
16.12.3	材	料	鋼板のめっき付着量	※Z12またはF12を満足するもの					
16.12.4	形状	形状	開閉方式	※手動式	※上部電動式(手動併用)				
16.12.4	形状	形状	耐風圧強度						
16.12.4	形状	形状	スラットの材質の種類	※JIS G 3312	※JIS G 3322				
16.12.4	形状	形状	スラットのめっき付着量	※JIS G 3312の場合はZ06又はF06を満足	※JIS G 3322の場合はAZ90を満足				
16.12.4	形状	形状	スラットの形状	※インターロックンギ形	※オーバーラッピング形				
16.13.3	材	料	セクション材料による区分	※スチールタイプ	※アルミニウムタイプ	※ファイバーグラスタイプ			
16.13.3	材	料	耐風圧性能区分 [JIS A 4715]						
16.13.3	材	料	開閉方式	※バンス式	※チェーン式	※電動式			
16.13.3	材	料	取柄形式	※スタンダード形	※ローヘッド形	※ハイリフト形	※パーチカル形		
16.13.3	材	料	ガイドレールの材料	※溶融亜鉛めっき鋼板	※ステンレス鋼板				
16.14.2	材	料	フロート板ガラス	品種及び厚さによる種類			表示による		
16.14.2	材	料	型板ガラス	厚さによる種類			表示による		

株式会社 安藤建築設計	桜井中学校中規模改修第2期主体工事	図面番号
一級建築事務所 第10838号	建築工事特記仕様書 7/10	A-7
安藤 敦也	設計	縮尺 NS
検	製	図
○年○月		

章	項目	特記事項	備考	
16	網入及び線入板ガラス	網又は線の形状、板の表面の状態及び厚さによる種類 ・ 図示による ・ ()		
	合わせガラス	材料板ガラスの種類及び厚さの組み合わせ並びに合計厚さ 特性による種類 ・ I類 ・ II-1類 ・ II-2類 ・ III類 ・ () ・ 図示による		
	強化ガラス	形状による種類及び材料板ガラスの種類による名称 特性による種類 ・ I類 ・ III類 ・ 図示による ・ ()		
	熱線吸収板ガラス	材料板ガラスの種類、厚さによる種類 性能による種類 ・ 1種 ・ 2種 ・ 図示による ・ ()		
	複層ガラス	材料板ガラスの種類、厚さの組合せ、複層ガラス厚さ 断熱性による区分 ・ T1 ・ T2 ・ T3 ・ T4 ・ T5 ・ T6 ・ 図示による		
	熱線反射ガラス	日射取得性、日射遮蔽性による区分 ・ G ・ S ・ 図示による 乾燥気体の種類 ・ 空気 ・ 7% CO_2 ・ カブト CO_2 ・ 図示による 材料板ガラスの種類 厚さによる種類 ・ 6mm ・ 8mm ・ 10mm ・ 12mm ・ 図示による ・ () 日射熱透過率区分 ・ 1種 ・ 2種 ・ 3種 ・ 図示による ・ () 耐久性区分 ・ A類 ・ B類 ・ 図示による ・ ()		
	倍強度ガラス	材料板ガラスの種類 厚さによる種類 ・ 6mm ・ 8mm ・ 10mm ・ 12mm ・ 図示による ・ ()		
	ガラス留め材	シーリング材 ・ ガスケット (形) ・ 図示による ・ ()		
	16.14.3 ガラスの寸法、形状等	板ガラスをはめ込む溝の大きさ ※ 建具の製造所の仕様による ・ ()		
	16.14.4 工法	熱線反射ガラスの映像調整 ()		
	16.14.5 ガラスブロック積み	材料 ガラスブロック表面形状、呼び寸法及び厚さ ※ 図示による ・ () 壁用金属枠及び補強材 ※ 図示による ・ () 力骨の材質、寸法及び形状 ※ スチール鋼 (SUS304) 製径5.5mmのはしご状複筋及び単筋 ・ () ・ 図示による		
	工	化粧目地モルタルの色	・ 図示による ・ ()	
		シーリング材の種類	・ 図示による ・ ()	
	事	金属製化粧カバーの材質、寸法及び形状	・ 図示による ・ ()	
		建築基準法に基づく風圧力に対応した工法	・ 図示による ・ ()	
		目地幅 平積み () mm ※8mm以上15mm以下 ・ 図示による 曲面積み () mm ※外側15mm以下、内側6mm以上 ・ 図示による 伸縮調整目地位置 () m以下ごと ※6m以下ごと 伸縮調整目地部の横力骨の納まり ※ガラスブロック製造所の仕様 ・ 図示による		

章	項目	特記事項	備考	
18	18.4.3 木部	* 種別 屋外 ※ A種 ・ B種 屋内 ・ A種 ※ B種	[表18.4.1]	
	18.4.4 鉄鋼面	* 種別 ・ A種 ※ B種	[表18.4.2]	
	5節 クリヤラッカー塗り (CL)	* 種別 ・ A種 ※ B種	[表18.5.1]	
	18.5.2 クリヤラッカー塗り			
	6節 NAD塗り			
	18.6.2 NAD塗り	* アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り 種別 ・ A種 ※ B種	[表18.6.1]	
	7節 耐候性塗料塗り (DP)			
	18.7.2 鉄鋼面DP塗り	* 鉄鋼面耐候性塗料塗り 上塗り塗料の等級 ・ 1級 ・ 2級 ・ 3級	[表18.7.1]	
	18.7.3 垂鉛めっき鋼面DP	* 垂鉛めっき鋼面耐候性塗料塗り 上塗り塗料の等級 ・ 1級 ・ 2級 ・ 3級	[表18.7.2]	
	18.7.4 コクリート面等DP塗り	* コクリート面及び押出成形セメント板面耐候性塗料塗り 種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種	[表18.7.3]	
	8節 つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP-G)			
	18.8.2 コクリート面等EP-G塗	* コクリート面、モルタル面、プラスター面、せっこうボード面、その他ボード面等つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り 種別 ・ A種 ※ B種	[表18.8.1]	
	18.8.4 鉄鋼面EP-G塗	* 鉄鋼面つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り 種別 ・ A種 ※ B種	[表18.8.3]	
9節 合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP)				
18.9.2 EP塗り	* 合成樹脂エマルジョンペイント塗り 種別 ・ A種 ※ B種	[表18.9.1]		
10節 合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り (EP-T)				
18.10.2 コクリート面等EP-T塗	* コクリート面、モルタル面、プラスター面、せっこうボード面等合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り 種別 ・ A種 ※ B種	[表18.10.1]		
11節 外気樹脂ニス塗り (UC)				
18.11.2 外気樹脂ニス塗り	* 種別 ・ A種 ※ B種	[表18.11.1]		
12節 外気樹脂ニス塗り (OS)				
18.12.2 外気樹脂ニス塗り	* 塗料 ・ () ・ 図示による	[表18.12.1]		
13節 木材保護塗料塗り (WP)				
18.13.2 木材保護塗料塗り	* 種別 ・ A種 ※ B種	[表18.13.1]		
19	2節 ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル張り			
	19.2.2 材料	* ビニル床シート 種類 ※ F S ・ () ・ 図示による 色柄 ・ () ・ 図示による 厚さ ※ 2.0mm ・ () ・ 図示による * ビニル床タイル 種類 ※ K T ・ () ・ 図示による 色柄 ・ () ・ 図示による 寸法 ・ () ・ 図示による 厚さ ※ 2.0mm ・ () ・ 図示による		
	内	* 特殊機能床材 帯電防止床シート 種類、性能、厚さ等 ・ 図示による ・ () 帯電防止床タイル 種類、性能、寸法、厚さ等 ・ 図示による ・ () 視覚障害者用床タイル 種類、形状 ・ 図示による ・ () 耐動荷重性床シート 種類、厚さ等 ・ 図示による ・ () 防滑性床シート 種類、厚さ等 ・ 図示による ・ () 防滑性床タイル 種類、寸法、厚さ等 ・ 図示による ・ ()		
		* ビニル幅木 種類、厚さ 高さ ※ 60mm () 図示による ・ ()		
		* ゴム床タイル 色柄、種類、厚さ、寸法等 ・ 図示による ・ ()		
		* ビニルシート、ビニル床タイル用の接着剤種別 [下地がセメント系及び木質系以外の場合] ・ 図示による ・ ()		
		* ゴム床タイル用の接着剤種別 [下地がセメント系及び木質系以外の場合] ・ 図示による ・ ()		
	19.2.3 施工	* 19.2.3(1)(ア)〜(イ)以外の下地の工法 ・ 図示による ・ () * 目地処理する場合の工法 ※ 熱溶接工法 ・ () ・ 図示による		
	3節 カーペット敷き			
	19.3.2 材料	* 織じゅうたん 織り方、パイルの形状 ・ 図示による ・ () 色柄 ・ () ※ 模様のない無地 ・ 図示による パイル糸の種類 ・ A種 ・ B種 ・ C種 帯電性 ※ 人体帯電圧3kV以下 ・ () * 短パイルカーペット パイルの形状、パイル長 ・ 図示による ・ () 帯電性 ※ 人体帯電圧3kV以下 ・ () * ニードルパンチカーペット 厚さ ・ 図示による ・ () 帯電性 ※ 人体帯電圧3kV以下 ・ ()	[表19.3.1]	
	19.3.4 工法	* タイルカーペット 種類 ※ 第一種 ・ 第二種 ・ 図示による パイルの形状 ※ レーブパイル ・ () ・ 図示による 寸法 ※ 500mm角 ・ () ・ 図示による 総厚さ ※ 6.5mm ・ () ・ 図示による * 下敷き材 ※ JIS L 3204 (反毛フェルト) の第2種2号、呼び厚さ8mm ・ () ・ 図示による * 取付け用付属品 見切り材、押え金物の材質、種類、形状 ※ 図示による ・ () * 短パイルカーペットの工法 ・ グリッパ工法 ・ 全面接着工法 ・ 図示による * 織じゅうたんの接合方法 ※ トート工法 ・ 手縫い * タイルカーペットの敷き方 平畳 ※ 市松敷き ・ () ・ 図示による 階段 ※ 模様流し ・ () ・ 図示による		
	4節 合成樹脂塗床			
	19.4.3 工法	* 弾性ウレタン樹脂系 仕上げの種類 ※ 平滑 ・ 防滑 ・ つや消し ・ 図示による * エポキシ樹脂系 仕上げの種類 ・ 平滑 ・ 防滑	[表19.4.4]	
5節 フローリング張り				
19.5.2 材料	* 種類 ・ 単層フローリング (・ フローリングボード1等 ・ フローリングブロック1等) ・ 複合フローリング ・ 図示による			
株式会社 安藤建築設計		桜井中学校中規模改修第2期主体工事	図面番号	
一級建築事務所 第10838号		建築工事特記仕様書 8/10	縮尺 A-8	
安藤 敦也			NS	
検	製	設	計	
		○年○月		

章	項目	特記事項	備考
19	19.5.3 工法一般	・工法 ・釘留め(根太張り)工法 ・釘留め(直張り)工法 ・接着工法 ・図示による	
	19.5.4 釘留め工法	・根太張り工法 樹種 ※なら () ・図示による 複合フローリングの種類 ・A種 ・B種 ・C種 [表19.5.2]	
	19.5.5 接着工法	・直張り工法 樹種 ※なら () ・図示による 複合フローリングの種類 ・A種 ・B種 ・C種 [表19.5.4] ・フローリングの樹種 ※なら () ・図示による ・フローリングブロック樹種、厚さ、大きさ () ・フローリング裏面の緩衝材 ※合成樹脂発泡シート () ・図示による ・塗装 ()	
内	6節 畳敷き		
	19.6.2 材料	・畳の種類 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種(畳床の記号: ()) [表19.6.1]	
装	7節 せっこうボード等張り		
	19.7.2 材料	・ボード類の種類、厚さ等 ※図示による ・普通合板 表板の樹種名、板面の品質、厚さ、接着の程度、防虫処理 ※図示による () ・天然木化粧合板 化粧板の樹種名、接着の程度、厚さ、防虫処理 ※図示による () ・特殊加工化粧合板 化粧加工の方法、表面性能、接着の程度、厚さ、防虫処理 ※図示による () ・遮音シート材(経床下地がド遮音壁) ・アクリル系 ・ウレタン系 ・ジョイントコンパウンド(JIS A 6914) ・下地 () ・合板類の張り付け種別 ・A種 ※B種 [表19.7.3] ・せっこうボードの目地工法の種類 () ・目目処理工法 () ・目付け工法 () ・目透し工法 [表19.7.5]	
	19.7.3 工法		
工	8節 壁紙張り		
	19.8.2 材料	・壁紙の種類 ※図示による () 防火性能 ・図示による ()	
	19.8.3 施工	・素地ごしらせ モルタル及びプラスター面 ・A種 ※B種 コンクリート面 ・A種 ※B種 せっこうボード面 ・A種 ※B種	
事	9節 断熱・防露		
	19.9.2 断熱材打込み工法	・断熱材の種類、厚さ ※図示による ()	
	19.9.3 断熱材現場発泡工法	・断熱材種類 ・A種 1 ・A種 1 H ・図示による () 断熱材の厚さ ※図示による ()	

章	項目	特記事項	備考
20	20.4.2 材料	・間知石 材種 () ・図示による ・コンクリート間知ブロック 種類、質量区分 ※図示による () ・間知石積み 積み方 ※谷積み 布積み 目塗り () ・図示による 伸縮調整目地 材種、厚さ等 ※図示による () ・コンクリート間知ブロック積み 積み方 ※谷積み 布積み 目塗り () ・図示による 伸縮調整目地 材種、厚さ等 ※図示による ()	
	20.4.3 工法		
21	2節 屋外雨水排水		
	21.2.1 材料	・排水管材料 材種、種類・記号、呼び径等 ※図示による () [表21.2.1] ・側溝 形状、寸法 ※図示による () ・排水溝、ふたの種類等 ※図示による () ・鋳鉄製ふたの名称、種類、適用荷重 ※図示による () ・グレーチング 材質、用途、適用荷重、メッシュ、ボルト固定の有無等 ※図示による () ・現場打ちコンクリート 種類 ※普通コンクリート () 設計基準強度 ※18N/mm ² () スランプ 15cm 18cm () cm 鉄筋の種類等 ※SD295A () ・図示による	
	21.2.2 施工	・凍上抑制層の材料 () ・図示による ・砂の粒度試験 () ・図示による ・埋戻し材料種別 () ・現場打ち排水溝の足掛け金物の材料 () ・ステンレス製(幅400mm、径22mm) 鋼製(径22mm、防錆処理済み) [表3.2.1] ・合成樹脂被膜加工を行ったもの(径19mm) ・図示による ・透心力鉄筋コンクリート管 基礎の厚さ、種類 () ・硬質ポリ塩化ビニル管 基礎の厚さ、種類 () 継手 ※接着剤 () ・ゴム輪 ()	
3節 街きよ、縁石及び側溝			
22	21.3.1 材料	・縁石 種類、形状、寸法 ※図示による () [表21.3.1] ・側溝 種類、形状、寸法 ※図示による () ・砂利地業の厚さ ※100mm ()	
	21.3.2 施工		
22	2節 路床		
	22.2.2 路床の構成及び仕上り	・路床 凍上抑制層 ※図示による () 透水性舗装に用いるフィルター層 厚さ () ・図示による 路床安定処理 ・行う () 路床安定処理方法 () ・図示による	
	22.2.3 材料	・盛土種別 ・A種 () ・盛土処理用添加材料 種類 ・普通がトランドセメント ・高炉セメントB種 ・フライッシュセメントB種 [表3.2.1] ・図示による ・生石灰 特号 ・同1号 ・消石灰 特号 ・同1号 [表22.2.1]	
23	22.2.5 試験	・路床土支持力比(CBR)試験 () ・路床締固め度試験 () ・現場 CBR 試験 ()	
	3節 路盤		
	22.3.2 路盤の厚さ及び仕上り	・路盤厚さ () ・図示による ・路盤材料の種類 ※RC-40(透水性舗装除く) ・C-40 ・CS-40 () ・図示による [表22.3.1]	
ユ	4節 アスファルト舗装		
	22.4.2 舗装の構成及び仕上り	・構成及び厚さ ※図示による () ・平坦性 ※通行の支障となる水たまりを生じない程度 ()	
	22.4.3 材料	・再生アスファルトの種類 ・60~80 ・80~100 ・図示による [表22.4.1] ・シールコート用乳剤の種類 ・PK-1 ・PK-2 ・図示による	
ニ	22.4.4 配合その他	・加熱アスファルト混合物の種類(表着) ・細粒度アスファルト混合物(13) ・細粒度アスファルト混合物(13F) ・図示による [表22.4.4] ・密粒度アスファルト混合物(13) ・図示による	
	22.4.6 試験	・アスファルト混合物等の抽出試験 () ・図示による	
	5節 コンクリート舗装		
ト	22.5.2 舗装の構成及び仕上り	・構成及び厚さ ※図示による () 歩行者用通路のコンクリート版の厚さ ※70mm () ・図示による () ・縁部立下り寸法等(寒冷地) () ・図示による	
	22.5.3 材料	・種類 ※普通コンクリート () ・設計基準強度、スランプ及び粗骨材の最大寸法 ※表22.5.1による () ・早強ポルトランドセメント () ・使用しない () ・図示による	
	22.5.4 配合その他	・注入目地材 ※低弾性タイプ () ・高弾性タイプ () ・図示による [表22.5.2] ・カラー版の目地の種類及び間隔 ※表22.5.3による () ・図示による 目地の構造 ※図22.5.1による () ・図示による	
及	22.5.5 試験	・アスファルト混合物等の抽出試験 () ・図示による	
	6節 カラー舗装		
	22.6.2 舗装の構成及び仕上り	・種類 ・加熱系 ・常温系 ・図示による () ・加熱系カラー舗装 構成、厚さ () ・図示による 表面層に用いる結合材の種類 ・アスファルト混合物 ・石油樹脂系混合物 ・図示による ・常温系カラー舗装 工法 ・ニート工法 ・塗布工法 ・図示による 着色部の下部 アスファルト舗装 ・コンクリート舗装 ・図示による	
装	22.6.3 材料	・加熱系混合物に添加する着色骨材又は自然石 ※図示による () ・加熱系結合材に石油樹脂を使用する場合の顔料の添加量 () ・図示による	
	22.6.4 配合その他	・ニート工法及び塗布工法の配合その他 () ・図示による	
	22.6.6 試験	・アスファルト混合物等の抽出試験 () ・図示による	
工	7節 透水性アスファルト舗装		
	22.7.2 舗装の構成及び仕上り	・舗装構成 ※図示による () ・平坦性 ※著しい不陸がないこと ()	

株式会社 安藤建築設計		桜井中学校中規模改修第2期主体工事	図面番号
一級建築事務所 第10838号		建築工事特記仕様書 9/10	縮尺 NS
検	製	設	
図	図	計	
○年○月			

章	項目	特記事項	備考
22	8節 ブロック系舗装 22.8.2 舗装の構成及び仕上り	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート平板舗装の目地材 ※砂 ・モルタル ・図示による ・舗石舗装の基層、厚さ ※アスファルト混合物[厚さ50mm] ・コンクリート版[厚さ70mm] ・() ・図示による ・コンクリート平板舗装及び舗石舗装のクッション材 ※砂 ・空線りモルタル ・() ・図示による ・平坦性 ※平板等間の段差3mm以内 ・() ・コンクリート平板 種類、寸法 ・図示による ・() 	
22.8.3	材 料	<ul style="list-style-type: none"> ・インターロックブロックの種類、形状、寸法、表面加工等 ※図示による ・車路 ※曲げ強度5.0N/mm²の普通ブロック、厚さ80mm ・() ・図示による ・歩道部 ※曲げ強度3.0N/mm²の普通ブロック、厚さ60mm ・() ・図示による ・舗石に用いる石材の種類、形状、寸法及び厚さ 	
9節 砂利敷き	22.9.2 材 料	<ul style="list-style-type: none"> ・種別 通路 ※A種 ・B種 ○図示による 	建物周囲その他 ・A種 ※B種 ○図示による [表22.9.1]
23	1節 共通事項 23.1.3 植栽地の確認等	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌 水素イオン濃度試験 ・行う ・行わない 電気伝導度試験 ・行う ・行わない 	
23.2	2節 植栽基盤 23.2.2 植栽基盤一般	<ul style="list-style-type: none"> ・植栽基盤の整備[芝及び地被類の植栽以外] ・行う ・行わない ・有効土層 整備面積 ※図示による ・() 厚さ ※表23.2.1による ・() ・暗きよ、開きよ、排水層、縦穴排水等の設置 ※図示による ・() ・植栽基盤整備工法の種別 樹木 ※A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・図示による [表23.2.2] ・芝、地被類 ※A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・図示による ・土壌改良材の適用 ・有() ・無() ・図示による ・植込み用土 ・客土 ・現場発生土の良質土 ・図示による ・客土の材料(1m³当たり) さば土 0.84m³ 雑物を含まない山さば土の良品 人工肥料 150kg 有機物(樹木の皮葉等)のものを換気発酵 固形肥料 1kg 窒素、りん酸、カリ肥料を 6 : 4 : 3 の割合としたもの 	
23.2.3	材 料		
3節 植樹	23.3.2 材 料	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木の樹種、寸法、株立数、及び刈込みものの適用並びに数量 ※図示による ・() ・支柱材の種類 ※丸太 ・竹 ・() ・図示による ・丸太の防腐処理方法 ※加圧式防腐処理 ・() ・幹巻き用材料 ※幹巻き用テープ ・わら ・こも ・図示による 	
23.3.3	新植の工法	<ul style="list-style-type: none"> ・支柱 ・添え柱形 ・鳥居形 ・ハツ掛け形 ・布掛け形 ・ワイヤ掛け形 ・地下埋設形 ・図示による 	
23.3.4	新植樹木の枯補償	<ul style="list-style-type: none"> ・新植樹木の枯補償期間 ※引渡日から1年間 ・() 	
23.3.5	樹木の移植	<ul style="list-style-type: none"> ・支柱 ・添え柱形 ・鳥居形 ・ハツ掛け形 ・布掛け形 ・ワイヤ掛け形 ・地下埋設形 ・図示による 	
23.3.6	移植樹木の枯補償	<ul style="list-style-type: none"> ・移植樹木の枯補償期間 ※引渡日から1年間 ・() 	
4節 芝張、吹付け種、地被類	23.4.2 材 料	<ul style="list-style-type: none"> ・芝の種類 ※コウライシバの種類 ・ノシバの種類 ・() ・図示による ・吹付けは種用種子 種類 ※洋芝類(23.4.2(3)(7)による) ・() 量 ・() ・図示による ・地被類 種類、芽立数、径、単位面積当たりの株数 ・図示による ・() ・芝張り工法 平地 ※目地張り ・べた張り ・図示による 法面 ・目地張り ※べた張り ・図示による 	
23.4.3	芝張りの工法		
23.4.7	芝張等の枯補償	<ul style="list-style-type: none"> ・芝張り、吹付けは種及び地被類の枯補償期間 ※引渡日から1年間 ・() 	
5節 屋上緑化	23.5.2 植栽基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌層の厚さ ・() ・図示による ・排水層の種類 ・軽量骨材(層の厚さ) ・板状成形品 ・図示による ・土壌層 植込み用土の種類 ・人工軽量土 ※改良土 ・図示による ・芝の種類 ※コウライシバの種類 ・ノシバの種類 ・() ・図示による ・地被類 種類、芽立数、径、単位面積当たりの株数 ・図示による ・() ・樹木の樹種、寸法、株立数並びに刈込みものの適用及び数量 ※図示による ・() ・見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等 ※図示による ・風圧力に対応した工法(建設省告示第1458号) () ・支柱の設置及び形式 ※図示による ・() ・かん水装置の設置及び種類 ※図示による ・() ・新植樹木の枯補償期間 ※引渡日から1年間 ・() ・芝及び地被類の枯補償期間 ※引渡日から1年間 ・() 	
23.5.3	材 料		
23.5.4	工 法		
23.5.5	新植樹木、芝及び地被類の枯補償		
そ	工事で使用資材・機材	<p>本工事に使用する資材・機材は、平成31年版国土交通省大臣官房官庁官報部監修の各標準仕様書、本特記仕様書、並びに図面に指定された品質、性能を有するものほか、以下のものとする。</p> <p>1) (一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」により評価を受けた建築材料・設備機材等(以下「評価名簿登録品」という)。ただし、評価書の「納入地区及びアフターサービス地区」に当該建築場所が含まれる場合に限る。</p> <p>2) (一財)ベターリビングが認定した優良住宅部品(BL部品)。ただし、現場においてBLマーク表示が確認できるものに限る。</p> <p>3) その他、各標準仕様書の仕様規定及び試験方法に適合することが証明書等で確認でき、監督職員の承諾を得られたもの。(定期的なメンテナンスが必要になる機材については、メンテナンス(アフターサービス)の体制についても監督職員に承諾が得られること。)</p> <p>なお「評価名簿登録品」は、「一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」の評価書の写しを提出することにより、その評価を受けたこと及びメンテナンスの体制があることについて証明することができる。</p>	

章	項目	特記事項	備考																																																							
	建築札 視覚障害者誘導ブロック	<ul style="list-style-type: none"> ・設置する(材種 ※石類 ・() 寸法 ・標準300×450 ・() ・設置しない ・屋内 ※塩化ビニール製 ・磁器又はせっ器質タイル ・レジンコンクリート製 ・() ・屋外 ※磁器又はせっ器質タイル、レジンコンクリート製 ・() ・突起の形状・寸法及び配列はJIS T 9251による。 																																																								
	化学物質を発生する建築材料等の使用制限の原則	<p>本工事に使用する資材は、次の建築材料等の適正な選択による対策を講ずること。</p> <p>1) ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレン(以下「ホルムアルデヒド等」という。)を発生する建築材料等の使用制限の原則</p> <table border="1"> <tr> <th>対策をとる建築材料等</th> <th>使用制限の原則</th> </tr> <tr> <td>① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材単板</td> <td>ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ない層積材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材 JAS又はJISの規格品とする。</td> </tr> <tr> <td>② 家具、書架、実験台、その他の什器等</td> <td>①⑤⑦に掲げる建築材料等を使用している場合には、ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</td> </tr> <tr> <td>③ ユリア樹脂板等</td> <td>ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</td> </tr> <tr> <td>④ 壁紙</td> <td>ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。</td> </tr> <tr> <td>⑤ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥ 保温材、緩衝材、断熱材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑦ 塗料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑧ 仕上塗材</td> <td></td> </tr> </table> <p>2) トルエン、キシレン及びエチルベンゼン(以下「トルエン等」という。)を含有する塗料及び接着剤の使用制限の原則</p> <table border="1"> <tr> <th>対策をとる建築材料等</th> <th>使用制限の原則</th> </tr> <tr> <td>① 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤</td> <td>トルエン等の含有量が少ないJAS又はJISの規格品とする。</td> </tr> <tr> <td>② 塗料</td> <td></td> </tr> </table> <p>3) クロロピリノス、ダイアジノン及びフェノキシカルブ(以下「クロピリノス等」という。)を含有する防霉・防蟻剤の使用制限</p> <table border="1"> <tr> <th>対策をとる建築材料等</th> <th>使用制限</th> </tr> <tr> <td>木材保木材の防霉・防蟻処理剤</td> <td>クロピリノス等を含有しない、非有機リン系薬剤とし、加圧式防霉・防蟻処理等は工場で行い、十分乾燥した後に現場へ搬入する。</td> </tr> </table> <p>4) 可塑剤を使用している建築材料等の使用制限の原則</p> <table border="1"> <tr> <th>対策をとる建築材料等</th> <th>使用制限の原則</th> </tr> <tr> <td>① 壁紙用接着剤</td> <td>フタル酸ジ-n-ブチル酸及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているJAS又はJISの規格品とする。</td> </tr> <tr> <td>② 木工用接着剤</td> <td>フタル酸ジ-n-ブチル酸及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているものとする。</td> </tr> </table>	対策をとる建築材料等	使用制限の原則	① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材単板	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ない層積材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材 JAS又はJISの規格品とする。	② 家具、書架、実験台、その他の什器等	①⑤⑦に掲げる建築材料等を使用している場合には、ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。	③ ユリア樹脂板等	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。	④ 壁紙	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。	⑤ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤		⑥ 保温材、緩衝材、断熱材		⑦ 塗料		⑧ 仕上塗材		対策をとる建築材料等	使用制限の原則	① 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤	トルエン等の含有量が少ないJAS又はJISの規格品とする。	② 塗料		対策をとる建築材料等	使用制限	木材保木材の防霉・防蟻処理剤	クロピリノス等を含有しない、非有機リン系薬剤とし、加圧式防霉・防蟻処理等は工場で行い、十分乾燥した後に現場へ搬入する。	対策をとる建築材料等	使用制限の原則	① 壁紙用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル酸及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているJAS又はJISの規格品とする。	② 木工用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル酸及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているものとする。																						
対策をとる建築材料等	使用制限の原則																																																									
① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材単板	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ない層積材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材 JAS又はJISの規格品とする。																																																									
② 家具、書架、実験台、その他の什器等	①⑤⑦に掲げる建築材料等を使用している場合には、ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。																																																									
③ ユリア樹脂板等	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。																																																									
④ 壁紙	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。																																																									
⑤ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤																																																										
⑥ 保温材、緩衝材、断熱材																																																										
⑦ 塗料																																																										
⑧ 仕上塗材																																																										
対策をとる建築材料等	使用制限の原則																																																									
① 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤	トルエン等の含有量が少ないJAS又はJISの規格品とする。																																																									
② 塗料																																																										
対策をとる建築材料等	使用制限																																																									
木材保木材の防霉・防蟻処理剤	クロピリノス等を含有しない、非有機リン系薬剤とし、加圧式防霉・防蟻処理等は工場で行い、十分乾燥した後に現場へ搬入する。																																																									
対策をとる建築材料等	使用制限の原則																																																									
① 壁紙用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル酸及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているJAS又はJISの規格品とする。																																																									
② 木工用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル酸及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているものとする。																																																									
	特定建設資材の再資源化等	<p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。}に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずること。</p> <p>なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は2、及び3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書の「解体工事に要する費用」等に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りでない。また、受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。「再資源化等報告書」はhttps://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html [建築工事事務の手引(関連様式)]から入手可能。</p> <p>(注)別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。</p>																																																								
	別表1 建築物に係る解体工事	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">解体内容</th> <th colspan="2">工 程</th> <th colspan="2">作業内容</th> <th colspan="2">分別・解体等の方法</th> </tr> <tr> <th>有</th> <th>無</th> <th>有</th> <th>無</th> <th>※手作業</th> <th>※手作業と機械作業の併用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・建築設備、内装材等</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>・屋根ふき材</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>・外装材、上部構造部材</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>・基礎、基礎ぐい</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>・その他()</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	解体内容	工 程		作業内容		分別・解体等の方法		有	無	有	無	※手作業	※手作業と機械作業の併用	・建築設備、内装材等	○	○	○	○	○	○	・屋根ふき材	○	○	○	○	○	○	・外装材、上部構造部材	○	○	○	○	○	○	・基礎、基礎ぐい	○	○	○	○	○	○	・その他()	○	○	○	○	○	○								
解体内容	工 程			作業内容		分別・解体等の方法																																																				
	有	無	有	無	※手作業	※手作業と機械作業の併用																																																				
・建築設備、内装材等	○	○	○	○	○	○																																																				
・屋根ふき材	○	○	○	○	○	○																																																				
・外装材、上部構造部材	○	○	○	○	○	○																																																				
・基礎、基礎ぐい	○	○	○	○	○	○																																																				
・その他()	○	○	○	○	○	○																																																				
	別表2 建築物に係る新築工事等(新設・増築・修繕・模様替)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">解体内容</th> <th colspan="2">工 程</th> <th colspan="2">作業内容</th> <th colspan="2">分別・解体等の方法</th> </tr> <tr> <th>有</th> <th>無</th> <th>有</th> <th>無</th> <th>※手作業</th> <th>※手作業と機械作業の併用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・造成等</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>・基礎、基礎ぐい</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>・上部構造部分、外装</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>・屋根</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>・建築設備、内装等</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>・その他()</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	解体内容	工 程		作業内容		分別・解体等の方法		有	無	有	無	※手作業	※手作業と機械作業の併用	・造成等	○	○	○	○	○	○	・基礎、基礎ぐい	○	○	○	○	○	○	・上部構造部分、外装	○	○	○	○	○	○	・屋根	○	○	○	○	○	○	・建築設備、内装等	○	○	○	○	○	○	・その他()	○	○	○	○	○	○	
解体内容	工 程			作業内容		分別・解体等の方法																																																				
	有	無	有	無	※手作業	※手作業と機械作業の併用																																																				
・造成等	○	○	○	○	○	○																																																				
・基礎、基礎ぐい	○	○	○	○	○	○																																																				
・上部構造部分、外装	○	○	○	○	○	○																																																				
・屋根	○	○	○	○	○	○																																																				
・建築設備、内装等	○	○	○	○	○	○																																																				
・その他()	○	○	○	○	○	○																																																				
	別表3 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(外構・工作物等)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">解体内容</th> <th colspan="2">工 程</th> <th colspan="2">作業内容</th> <th colspan="2">分別・解体等の方法</th> </tr> <tr> <th>有</th> <th>無</th> <th>有</th> <th>無</th> <th>※手作業</th> <th>※手作業と機械作業の併用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・仮設</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>・土工</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>・基礎</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>・本体工事</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>・本体付属品</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>・その他(まぐ、照明器具等)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	解体内容	工 程		作業内容		分別・解体等の方法		有	無	有	無	※手作業	※手作業と機械作業の併用	・仮設	○	○	○	○	○	○	・土工	○	○	○	○	○	○	・基礎	○	○	○	○	○	○	・本体工事	○	○	○	○	○	○	・本体付属品	○	○	○	○	○	○	・その他(まぐ、照明器具等)	○	○	○	○	○	○	
解体内容	工 程			作業内容		分別・解体等の方法																																																				
	有	無	有	無	※手作業	※手作業と機械作業の併用																																																				
・仮設	○	○	○	○	○	○																																																				
・土工	○	○	○	○	○	○																																																				
・基礎	○	○	○	○	○	○																																																				
・本体工事	○	○	○	○	○	○																																																				
・本体付属品	○	○	○	○	○	○																																																				
・その他(まぐ、照明器具等)	○	○	○	○	○	○																																																				
	別表4 再資源化等をする施設の名稱及び所在地	<table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>施設の名稱</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○)コクリト</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○)鉄及びコンクリートからなる建設資材</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○)7/7材・コクリト</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○)木材</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○)珪藻土</td> <td>○)リサイクルプラント</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	廃棄物の種類	施設の名稱	所 在 地	○)コクリト			○)鉄及びコンクリートからなる建設資材			○)7/7材・コクリト			○)木材			○)珪藻土	○)リサイクルプラント																																							
廃棄物の種類	施設の名稱	所 在 地																																																								
○)コクリト																																																										
○)鉄及びコンクリートからなる建設資材																																																										
○)7/7材・コクリト																																																										
○)木材																																																										
○)珪藻土	○)リサイクルプラント																																																									
他		<p>株式会社 安藤建築設計</p> <p>桜井中学校中規模改修第2期主体工事</p> <p>一級建築事務所 第10838号</p> <p>建築工事特記仕様書 10/10 縮尺 NS</p> <p>安藤 義也</p> <p>検 製 図</p> <p>設 計</p> <p>○年○月</p>	図面番号 A-10																																																							

建築改修工事特記仕様書

令和3年10月1日改定

Table with columns: 章, 項目, 特記事項, 備考. Includes sections for 1節 共通事項, 1.1.3 官公署その他への届出手続等, 1.1.4 工事実績情報の登録, 1.1.7 別契約の関連工事, 2節 工事関係図書, 3節 竣工写真.

Table with columns: 章, 項目, 特記事項, 備考. Includes sections for 1.3.5 施工条件, 1.3.11 施工中の環境保全等, 1.3.12 発生材の処理等, 4節 材料, 1.4.2 材料の品質等.

章	項目	特記事項	備考																																																							
1	5節 施工調査																																																									
	1.5.2 施工数量調査	* 調査範囲 ※ 図示による ○外壁 ○屋上防水 ○内装 ・ 塗装 ・ () * 調査方法 ※ 図示による ○打診法 ・ 赤外線法 ・ () * 補修方法 ()																																																								
	1.5.3 調査破壊部分の補修																																																									
	1.6.2 技能士	* ※ 適用する ・ 適用しない <table border="1"> <thead> <tr> <th>通用職種</th> <th>標準仕様書</th> <th>工事種別</th> <th>標準仕様書</th> <th>工事の細分</th> <th>資格(技能検定における選択作業)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※</td> <td>鉄筋工事</td> <td></td> <td>加工及び組立て</td> <td></td> <td>1級鉄筋技能士</td> <td>適用工事は下記による</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>コンクリート工事</td> <td></td> <td>型枠</td> <td></td> <td>1級型枠施工技能士</td> <td>※ 延べ6,000㎡</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td>床コンクリートにて仕上げ</td> <td></td> <td>1級上管技能士</td> <td>以上の工事</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>防水工事</td> <td></td> <td>アスファルト防水</td> <td></td> <td>1級防水施工技能士</td> <td>・ その他工に必要と認められる工事</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td>シート防水</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td>塗膜防水</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td>シーリング</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>* その他必要と認められる技能検定の職種及び作業の種別 () * 見本施工 ※ 行わない ・ 行う () * 下記の室の揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督職員に報告すること。 * 測定時期 () ・ アセトアルデヒド (参考値) * 対象物質 ※ ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、ステレン ・ パラジクロロベンゼン () * 測定方法 ※ バックシブ採取法 ・ 文部科学省「学校環境衛生の基準」による () * 測定する室/測定箇所数 ()</p>	通用職種	標準仕様書	工事種別	標準仕様書	工事の細分	資格(技能検定における選択作業)	備考	※	鉄筋工事		加工及び組立て		1級鉄筋技能士	適用工事は下記による	※	コンクリート工事		型枠		1級型枠施工技能士	※ 延べ6,000㎡	※			床コンクリートにて仕上げ		1級上管技能士	以上の工事	※	防水工事		アスファルト防水		1級防水施工技能士	・ その他工に必要と認められる工事	※			シート防水				※			塗膜防水				※			シーリング			
通用職種	標準仕様書	工事種別	標準仕様書	工事の細分	資格(技能検定における選択作業)	備考																																																				
※	鉄筋工事		加工及び組立て		1級鉄筋技能士	適用工事は下記による																																																				
※	コンクリート工事		型枠		1級型枠施工技能士	※ 延べ6,000㎡																																																				
※			床コンクリートにて仕上げ		1級上管技能士	以上の工事																																																				
※	防水工事		アスファルト防水		1級防水施工技能士	・ その他工に必要と認められる工事																																																				
※			シート防水																																																							
※			塗膜防水																																																							
※			シーリング																																																							
1.6.5	施工の検査等																																																									
1.6.9	化学物質の濃度測定																																																									
7節	工事検査及び技術検査																																																									
1.7.2	技術検査	* 中間技術検査 ○ 行わない ・ 行う (実施回数:) ・ 実施時期: () 契約図の製本は契約後速やかに、それ以外の図書は完了検査合格後に監督職員の指示する期日までに提出すること。 * 工事完了前に次の図書を作成し監督職員に提出すること。 1) 完成原図 (施工図を除く) 1部 2) 完成図 (施工図を除く) の2つ折り製本 1部 ③ 契約図のA3版2つ折り製本 (合本作成) 2部 4) 契約図の2つ折り製本 1部 ⑤ 保全に関する資料 1部 6) 施設台帳の作成又は整備 (高等学校及び特別支援学校を除く) 7) その他必要書類 1部 8) 契約図・完成図 (施工図を除く) のPDFファイル (公共建築課PDFファイル作成ガイドラインによる) CD-RまたはDVD-R 2部 ⑨ 竣工図A3版2つ折り製本 2部																																																								
8節	完成図等																																																									
1.8.1	完成時の提出図書																																																									
完成図及び竣工図等																																																										
完成図の種類は下記とする。 1. 配置図 2. 平面図・求根図 3. 仕上表 4. 施工図 5. その他監督職員が指示するもの * 原図作成方法 ※ CAD作成し紙出力 紙の種類 ※ PPC用がリキシルシート 和紙同等品 ・ トレーシングペーパー サイズ ※ 図記原図と同じ () CADデータ () 提出する () ・ 愛知県電子納品運用ガイドラインに基づく () ・ 監督職員との協議による (AutoCAD) () 提出しない																																																										
その他																																																										
* 光熱水費																																																										
* 現場代理人等																																																										
建物引渡しまでの電気、水道、ガス等の料金 (基本料金を含む) は、協議の上、各工事受注者が負担する。																																																										
契約約款第11条に規定する現場代理人、主任技術者 (監理技術者) の通知は、所定の様式 (現場代理人等通知書) により、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。また建設業法に基づき監理技術者補佐、専門技術者を定めたときも同様とする。 * 受注者は、主任技術者について建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき他の工事と兼務させる場合や監理技術者について同施行令第28条及び第29条の規定に基づき監理技術者補佐を専任で配置することにより他の工事と兼務させる場合 (あつては、所定の様式により業務届を作成の上、新たに契約した工事については工事請負契約締結後5日以内に、現に施工中の工事については原則兼務期間の始期より前に、監督職員を通じて発注者に提出すること。 * 監理技術者の兼任要件等については、「建設業第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置要件 (について) のとおりとする。 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/tokureikanrigijutusha.htmlを参照) * 改修工事の保険の種類は、建設工事保険、火災保険又は組み立て保険とする。 期間は、工事資材の現場搬入の日から工事目的物の引渡しの日までとする。(特に定めのない限り、契約上の工事完成期日経過後14日間とする。) 保険金受取人 (被保険者) は、受注者とする。 * 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。 * 工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。 * 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平時時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、受注者は、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の建築物等及び仮設物に対し、必要な安全対策措置が実施されているかの確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する安全の再確認を行うなど、有事に際しての備えを行うこと。 * 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 2) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 3) 下請負者は、建設業法に基づき営業停止の期間中でないこと。																																																										
* 火災保険等加入方法等																																																										
* 法定外の労災保険																																																										
* 事故報告																																																										
* 工事中の安全管理																																																										
* 工事の下請負																																																										
* 施工体制台帳																																																										
* 施工体系図																																																										
* 本工事における木材利用状況に関する調査に協力すること。																																																										
* 契約約款第3条第1項の規定による「工程表」は、発注者から請求があった時に提出すること。 * 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針 (建設大臣官房技術審議官通達) 及び関連法規の規定を厳守し施工する。また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業 (特定建設作業) 及び下記に指定した建設機械については、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」 (建設大臣告示) により指定された建設機械を使用する。																																																										

章	項目	特記事項	備考
一般	排出ガス対策型建設機械	* 排出ガス対策型建設機械の適用 ※ 有り ・ なし (対象機種: バックホウ、車輪式トラクターシャベル、ブルドーザー、発電発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイールクレーン (いずれもディーゼルエンジン出力7.5~260KW)) (対象規模値: 排出ガス対策型建設機械指定要領 (国土交通省総合政策局) の別表1 (1次基準値))	
	貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱	* 工場所が「自動車NOx・PM法」の規制対象地域内においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」 (愛知県: https://www.pref.aichi.jp/kankyo/ondanka/car/yoko/index.html) に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用抑制に努めるものとする。 * 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油 (ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう) を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。 * 業液注入工法 * 業液注入工法により地盤の改良を行う場合は、「業液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」 (建設省事務次官通達) による。	
共通	石綿含有仕上塗材の除去・補修、既存壁等への作業	* 石綿含有仕上塗材の除去・補修、既存壁等への作業 (仕上塗材の除去・補修、コア抜きやアンカーボルト打設作業など仕上塗材の破断を伴う全ての作業) をする場合は、既存壁等の石綿含有仕上塗材使用の有無を確認し、石綿が含有されている場合は、除去工法、作業方法等について関係法令所管部局及び監督職員と協議の上、適切な石綿飛散防止措置を講じること。	
事項	1節 共通事項		
2.1.3	騒音・粉じん等の対策	* 騒音・粉じん等の対策 ・ 防音パネル ・ 防音シート ※ 図示による () 防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲等 ※ 図示による ()	
2.2.1	足場等	* 足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について (平成21年4月24日厚生労働省労働基準局長 基発第0424002号) に規定する「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は2の(3)手すり先行専用足場方式により行う。 * 屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971 (屋根工用足場及び施工工法) に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等の足場及び装備機材を設置する。 * 外部足場 * ※ 枠組足場またはくさび緊結式足場 (W=900) ・ 単管本足場 ・ 仮設ゴンドラ ・ 移動式足場 ・ () 設置するシート等 ・ 防護シート (JISA8952) ・ 防護ネット (JISA8960) ・ 防音シート ・ () (ネット養生シート) 足場、防護シート等の設置範囲 ※ 図示による () * 内部足場 * ※ 脚立・足場板等 * ※ 枠組足場またはくさび緊結式足場 ・ () * 材料、搬入材等の運搬方法 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種 ・ () [表2.2.1] * 高さが5m以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能墜落制止器具はフルハーネス型とし、「墜落制止器具の規格」 (平成31年1月25日厚生労働省告示第11号) によるものとする。	
3節	養生		
2.3.1	既存部分の養生	* 既存部分の養生 ※ ビニシート、合板等により適切に行う ・ 図示による () * 既存部分の既存家具、既存設備等の養生方法 ※ 監督職員の承諾を受けてビニシート等で行う ・ 図示による * 既存ブラインド、カーテン等の養生方法 ・ 図示による ・ ビニシート等 ・ 保管場所 () * 固定された備品、机・ロッカー等の移動 ・ 図示による ・ 移動しない	
2.3.2	仮設間仕切り	* 種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 [表2.3.1] 設置箇所 ※ 図示による () A種、B種の場合の材料 ・ 合板 (厚さ ※ 9mm ・ () ※ せつこうボード (厚さ ※ 9.5mm ・ () mm) 間仕切りへの仕上げ ※ 無 ・ 有 (範囲及び仕上げは図示による) * 仕様 ※ 合板張り木製扉程度 () 設置箇所 ※ 図示による ()	
* 仮設扉			
4節	仮設物		
2.4.1			
事項	* 受注者事務所、材料置場その他仮設物の設置場所	* 受注者事務所 (設ける場合) ※ 構内 (従業員宿舍除く) ・ 構外 材料置場 ※ 構内 ・ 構外 その他仮設物 ※ 構内 (従業員宿舍除く) ・ 構外 * 事務所等は建築基準法等関係法令を遵守し、基礎を設置するなど適切に建築すること。	
		株式会社 安藤建築設計 一級建築事務所 第10838号 安藤 敦也	桜井中学校中規模改修第2期主体工事 建築改修工事特記仕様書 2/9 縮尺 NS
		検 図 製 図 設 計 ○年○月	図面番号 A-12

章	項目	特記事項	備考
2	建設現場標識の設置	*建設現場標識 (※) 設ける (他工事と共同設置を可とする) ・ 設けない	
1節 一般事項		*防水の保証期間は工事物目別渡しからモルタル防水5年、その他防水10年とする。	
3.1.3	施工一般	* 保証期間	
1節～6節	防水工事	* 降雨等に対する養生方法 ※ 3.1.3(5) による ・ 図示による ()	
3.1.4	改修工の種類	* 防水改修工法・種別 ・ 図示による ()	
3.2.5	ルーフドレ回りの処理	* P1E、P2E、P1Y、P2Y、P1S工法における保護層の新設 ・ 新設する(工法) ・ 新設しない ・ 図示による * P0AS、P0ASI、P0D、P0DI、P0S、P0SI、P0X工法における改修用ドレンの設置工法 () ・ 設置する ・ 設置しない ・ 図示による	
3.2.6	既存下地の処理	* 既存下地 補修箇所の形状、長さ、数量等 ※ 図示による () * 既存防水層の処理[L4X工法] 仕上げ塗装の除去 ※ 図示による () * POS工法及びPOSI工法(機械)における 既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした立上り部等の処理 * 図示による ※ 3.2.6(4)(g)による ()	
3	3節 アスファルト防水	* 設備機器架台、配管受部、バラベツト、貫通パイプ回り、手すり・丸環取付部、塔屋出入口部等の欠損部及び防水層末端部の取まり部の処理 ・ 図示による ・ 監督職員と協議	
3.3.2	材料	* 改質アスファルトフィングシートの種類及び厚さ ・ 図示による ※ 表3.3.3～表3.3.9による () * 部分粘着層付改質アスファルトフィングシートの種類、厚さ ・ 図示による ※ 表3.3.3～表3.3.9による () * 押え金物 材質及び形状寸法 ・ 図示による ※ アルミニウム製L-30×15×2.0mm程度 () * 屋根露出防水断熱工法に用いる断熱材厚さ ・ 図示による () * 屋根露出防水断熱工法に用いる断熱材の種類及び厚さ ・ 図示による () * 絶縁用シート材料 ・ 図示による ・ ポリエチレンシート@0.15mm以上 ・ フォットソック(70g/mf程度) () * 立上り部の保護の乾式保護材 ・ 図示による () * 立上り部の保護のれんが ・ 図示による ※ JIS R 1250(普通れんが及び化粧れんが) () * 屋根保護防水 新規防水層の種類及び工程 種別 ・ 図示による () * 立上り部における保護コンクリートの適用及び工法 ・ 図示による () * 屋根露出防水、屋根露出防水絶縁断熱工法 新規防水層の種別 () ・ 図示による * 仕上塗料の種類 () ・ 図示による * 使用量 ※ アスファルトフィング 類の製造所の仕様による () * 脱気装置の種類、設置数量 ・ 図示による ※ アスファルトフィング 類製造所の指定による () * 屋内防水 新規防水層の種類及び工程 種別 () ・ 図示による () * 保護層の設置 E-1の工程 3 ・ 図示による ※ 常時水に接する部位に適用 () * アスファルトフィング 類のルーフドレ回りに及び立上り部周辺の断熱材張りじまい位置 ・ 図示による () * 平場の保護コングリート厚さ ・ 図示による ※ こて仕上げ80mm以上、床タイル張り等仕上げ60mm以上 () * こて仕上げの場合の平たんさ ・ 7mm以下/3m ・ 10mm以下/3m ・ 10mm以下/1m [表8.1.5]	
3.3.3	種類及び工程	* 立上り部保護方法 ・ 図示による () * 屋上排水溝 ※ 図示による ()	
3.3.4	施工		
3.3.5	保護層等の施工		
4節 改質アスファルトシート防水			
3.4.2	材料	* 改質アスファルトシート種類及び厚さ ・ 図示による ※ 表3.4.1～表3.4.3までによる () * 押え金物 材質、形状及び寸法 ・ 図示による ※ アルミニウム製L-30×15×2.0mm程度 () * 屋根露出防水断熱工法に用いる断熱材 (発泡プラスチック断熱材)の種類及び厚さ ・ 図示による () * 新規防水層の種別 () ・ 図示による () * 仕上塗料の種類 () ・ 図示による () * 使用量 ※ アスファルトフィング 類製造所の仕様による () * 脱気装置の種類、設置数量 ※ 改質アスファルトシート製造所の仕様による ()	
3.4.3	種類及び工程		
5節 合成高分子系ルーフドレシート防水			
3.5.2	材料	* ルーフドレシート種類及び厚さ ・ 図示による ※ 表3.5.1～表3.5.3までによる () * 絶縁用シートの材質 ※ 発泡ポリエチレンシート ・ 図示による () * 固定金具の材質、形状及び寸法 ※ 防錆処理した鋼板、ステンレス鋼板又はそれら鋼板の片面若しくは両面に樹脂を積層加工したもので厚さ0.4mm以上 ・ 図示による () * 断熱工法に用いる断熱材 種類及び厚さ ・ 図示による () * 新規防水層の種別 () ・ 図示による () * 脱気装置の種類、設置数量 ※ ルーフドレシート製造所の仕様による () * S-M2又はS1-M2で立上り及び接着工法の場合の立上り面のシート厚さ ※ 1.5mm ※ 図示による () * 仕上塗料の種類 () ・ 図示による () * 使用量 ※ ルーフドレシート製造所の仕様による () * S1-M1及びS1-M2の場合の防湿用フィルム設置 ※ 図示による () * S-C1の場合の樹脂の塗厚 ※ 図示による () * 接着工法の場合で下地がキャストコンクリートの場合の目地処理 ※ 図示による () * S-F1又はS1-F1の場合のプラスチックコンクリート下地の入隅部の増張り ※ 図示による () * 一般部のルーフドレシート張付(機械式固定法)で建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 ※ 図示による () * 屋内保護塗着工法の場合の保護層の施工(立上り部の保護樹脂塗厚) ※ 7mm以下 ・ 図示による ()	
3.5.3	種類及び工程		
3.5.4	施工		
6節 塗膜防水			
3.6.3	種類及び工程	* 新規防水層の種別 ※ 表3.6.1による () * 仕上塗料の種類 () ・ 図示による () * 使用量 ・ 図示による ※ 主材料製造所の仕様による () * X-1における脱気装置の種類及び設置数量 ・ 図示による ※ 主材料製造所の仕様による ()	

章	項目	特記事項	備考
7節 シーリング		* P1Y及びP2Y工法における工程数及び各工程の使用量 ※ 主材料の製造所の仕様による ・ 図示による * P1Y及びP2Y工法において実施する工程 ・ 工程4 ・ 工程5 ・ 図示による	
3.1.4	改修方法の種類及び工程	* 改修工法の種類 ※ 図示による ・ シーリング 充填工法 ・ () 再充填工法 (表3.1.2)	
3.7.2	材料	* シーリング材の種類 ・ 図示による ※ (表3.7.1)による () * コングリート打継ぎ目地及びひび割れ誘発目地寸法 ・ 図示による ※ 幅20mm以上、深さ10mm以上 () * ガラス周りの目地 ・ 図示による ※ 幅・深さとも5mm以上 () * 上記以外の目地 ・ 図示による ※ 幅・深さとも10mm以上 ()	
3.7.3	目地寸法		
防	3.7.8 シーリング材の試験	* 接着性試験 (※) 簡易接着性試験 ・ 引張接着性試験 ・ 図示による ()	
8節	3.8.2 材料	* 材種等 ※ 図示による () * 表面処理鋼板の場合 耐酸被覆鋼板 ・ 使用する ・ 使用しない (表3.8.1) * とい受金物、足金物の材種、形状及び取付け間隔 ・ 図示による ※ 表3.8.2により溶融亜鉛めっきを行ったもの * 多雪地域 ・ 適用する ・ 適用しない () * 既存とい、その他の撤去及び降雨等に対する養生方法 ・ 図示による () * 鋼管製といの防露巻き ・ 図示による ※ 表3.8.4による () * たてとい受金物の取付け ・ 図示による () * ルーフドレの取付工法 ・ 図示による ※ 3.8.3 (8) による ()	
水	3.8.3 工法		
改	9節 アルミニウム製笠木		
修	3.9.2 材料	* 部材の種類 ・ 押出250形 ・ 押出300形 ・ 押出350形 ・ 板材折り曲げ形 (・ オープン形式 ・ シール形式) * 板材折曲げ形の場合 本体幅 ※ 図示による () * 板厚 ・ 図示による ※ 2.0mm ()	
工	3.9.3 工法	* 表面処理の種別 () ・ 図示による () * 既存笠木撤去及び新規笠木の下地補修の工法 ※ 図示による () * 板材折曲げ形笠木の取付け方法 ※ 図示による () * 建築基準法に基づく風圧力及び積雪荷重に対応した工法 ※ 図示による ()	[表5.2.2]
事			
1節 一般事項			
4.1.4	外壁修理工法の種類		
4			
外			
壁	4.1.5 外壁改修塗り仕上げの種類	* 改修後の新規仕上げの種類 ※ 図示による ・ 薄付け仕上げ塗材塗り ・ 厚付け仕上げ塗材塗り * 被覆仕上げ塗材塗り () 釘と工法改修用仕上げ塗材塗り () 各種塗料塗り * マスチック塗材塗り ・ 外壁用塗膜防水材塗り	
改	2節 工法別使用材料	* 樹脂注入工法に使用する樹脂 () 粘着剤の種類 ・ 接着剤の種類 ・ マーゼント樹脂 () * Uカット材充填工法に使用するシーリング材 ※ マルチタキシーリング材 () ・ 1成分形 ・ 2成分形 () * シール工法材料 ・ パテ状樹脂 () * 充填工法材料 ・ 樹脂 () * アカビニツグ注入工法材料 () * マーゼント樹脂 ※ 図示による () * アルカビニツグ材料 ※ 図示による () * アルカビニツグ材料 ※ SUS304 呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの () * 注入口付アカビニツグ注入工法材料 注入口付アルカビニツグ材料等 ※ SUS304 呼び径外径6mm () * モルタル塗替え工法用材料 モルタル () 既調合材料 () * 既調合材料 () * タイル(部分)張替え工法用材料 接着剤の種類 ・ マーゼント樹脂 () * タイルの形状、寸法、耐薬害性の有無、耐滑り性、標準色・特別色の別等 ※ 図示による () * タイル役物 ・ 使用する ・ 使用しない * 試験張り ※ 行わない ・ 行う 見本焼き ※ 行わない ・ 行う * 既調合モルタル ※ 図示による () * 塗り仕上げ用材料 (仕上げ塗材) 種類、仕上げ形状、工法 () 内部：小粒仕上げ(吹付) 外部凹凸模様(吹付) [表4.2.4] * 外装厚塗材S、Eにおける上塗材 () 塗る ・ 塗らない * 外装厚塗材Cの上塗材がセメントスタッコ以外の場合 () * 被覆仕上げ塗材及び釘と工法改修塗材の耐候性 (※)耐候形3種 () ・ 図示による ()	
工			
事			
株式会社 安藤建築設計	桜井中学校中規模改修第2期主体工事	図面番号	
一級建築事務所 第10838号	建築改修工事特任仕様書 3/9	縮尺 NS	A-13
安藤 敦也	設計		
製			
図	○年○月		

章	項目	特記事項	備考
5	5.13.3 加工の寸法、形状等 5.13.4 工法 5.13.5 ガラスブロック積み	日射熱遮へい性区分 ・ 1種 ・ 2種 ・ 3種 ・ 図示による ・ () 耐久性区分 ・ A類 ・ B類 ・ 図示による ・ () 倍強度ガラス 材料板ガラスの種類 ・ () 厚さによる種類 ・ 6mm ・ 8mm ・ 10mm ・ 12mm ・ 図示による ・ () * シーリング材 ・ ガasket (形) ・ 図示による ・ ()	
		* ガラスのすまみ、形状等 * 板ガラスをはめ込む溝の大きさ ※ 建具の製造所の仕様による ・ () * 熱反射ガラスの映像調整 ()	
		* 材料 ガラスブロック表面形状、呼び寸法及び厚さ ※ 図示による ・ () 壁用金属枠及び補強材 ※ 図示による ・ () 骨格の材質、寸法及び形状 ※ ステンレス (SUS304) 製径5.5mmのはしご状複筋及び単筋 ・ () ・ 図示による	
		化粧目地モルタルの色 ・ 図示による ・ () シーリング材の種類 ・ 図示による ・ () 金属製化粧カバーの材質、寸法及び形状 ・ 図示による ・ () * 工法 建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 ・ 図示による ・ () 目地幅 平積み () mm ※ 8mm以上15mm以下 ・ 図示による 曲面積み () mm ※ 外側15mm以下、内側6mm以上 ・ 図示による 伸縮調整目地位置 () m以下ごと ※ 6m以下ごと 伸縮調整目地部の横骨の納まり ※ ガラスブロック製造所の仕様 ・ 図示による	
6	1節 一般事項 6.1.3 他の部位との取合い等	* 既存間仕切り壁の撤去に伴う天井、壁、床の改修範囲 ※ 壁厚程度 ・ 図示による * 天井内の既存壁撤去に伴う天井改修範囲 ※ 壁面から両側600mm程度 ・ 図示による * 天井撤去に伴う壁面の改修 ※ 既存のまま ・ 図示による	
		2節 既存床の撤去・下地補修 6.2.2 工法 * ビニル床シート等の除去における下地モルタルの撤去 ※ 図示による ・ () * 合成樹脂塗床材の除去等の工法 (機械的除去工法) ・ 目荒し工法 () ・ 図示による * 改修後の床清掃範囲 ※ 図示による ()	
		3節 既存壁の撤去及び下地補修 6.3.2 工法 * 間仕切り壁撤去に伴う他の構造体の補修 ※ モルタル塗り [4.4.9] ・ () ・ 図示による 6.3.3 木下地等 6.5.1 一般事項 * 間伐材 樹種 ○杉 (愛知県内産、長野県下伊那郡根羽村産、その他の安城市交流自治体地域産) * 見え掛り面の表面の仕上げ程度 [機械加工] ・ 図示による () 適用箇所 [表6.5.1] 種別 () A種 ・ B種 ・ C種 ・ A種 ・ B種 ・ C種	
	6.5.2 木材	* 見え掛り面の表面の仕上げ程度 [手加工] 内部造作材 ※ H-B種 () 下地材 ※ H-C種 () [表6.5.2] * 含水率 ※ A種 ・ B種 [表6.5.3] * 製材 「製材のJAS」による製材 下地用針葉樹製材 樹種、寸法、形状、含水率、保存処理及び材面の品質 ※ 図示による 等級 図示による (※2級) 造作用針葉樹製材 樹種、寸法、等級、形状、含水率、保存処理及び材面の品質 ※ 図示による 板材における等級 ※ 枠、額縁、敷居、鴨居、框の類の見掛り面は上小節、それ以外は小節以上 図示による 広葉樹製材 樹種、寸法、保存処理及び材面の品質 ※ 図示による 等級 ※ 1等 ・ 図示による () 含水率 ※ 10%以下 ・ 図示による ()	
	(2)(ア)	「製材のJAS」以外の製材 下地、造作及び仕上げに用いる製材 樹種、寸法、材面の品質、防虫処理及び含水率 ※ 図示による 造作材の材面の品質の基準 ※ A種 ・ B種 [表6.5.4]	
	(3)(ア)	* 造作用集材材 「集材材のJAS」による造作用集材材 造作用集材材 品名、樹種、見付け材面数、寸法 ※ 図示による 見付け材面の品質 ※ 1等 ・ 図示による () 化粧ばり造作用集材材 品名、樹種、化粧薄板の厚さ、見付け材面数、寸法 ※ 図示による 見付け材面の品質 ※ 1等 ・ 図示による () 化粧ばり構造用集材材 品名、樹種、化粧薄板の厚さ、寸法、見付け材面の品質 ※ 図示による 「集材材のJAS」以外の造作用集材材 造作用集材材 樹種、寸法、見付け材面の品質 ※ 図示による 含水率 ※ 15%以下 ・ 図示による () 化粧ばり造作用集材材 樹種、寸法、化粧薄板の厚さ、見付け材面の品質 ※ 図示による 含水率 ※ 15%以下 ・ 図示による () 化粧ばり構造用集材材 樹種、寸法、見付け材面の品質、化粧薄板の厚さ ※ 図示による 含水率 ※ 15%以下 ・ 図示による ()	
	(4)(ア)	* 造作用単板積層材 「単板積層材のJAS」に基づく造作用単板積層材 品名、寸法、表面の品質及び防虫処理 ※ 図示による	
	(4)(イ)	「単板積層材のJAS」以外の造作用単板積層材 寸法、表面の品質及び防虫処理 ※ 図示による 含水率 ※ 14%以下 ・ 図示による () 含水率 ※ 15%以下 ・ 図示による ()	
	(5)	* 直交集成板 品名、曲げ強度、種別、接着性能 (使用環境) ・ 樹種及び寸法 ※ 図示による	
	(6)	* 合板等 下地用普通合板 品名、単板の樹種名、防虫処理 ※ 図示による 厚さ ※ 5.5mm ・ 図示による 接着の程度 ※ 1類 ・ 図示による 板面の品質 ※ 2等以上 (広葉樹) ※ C-D以上 (針葉樹) ・ 図示による 湿度状態となる場所を使用する場合の接着の程度 ※ 1類 ・ 図示による 下地用構造用合板 品名、単板の樹種名、保存処理、防虫処理、強度等級 ※ 図示による 厚さ ※ 12mm ・ 図示による 接着の程度 ※ 1類 (湿度箇所を除く) ※ 特類 (湿度箇所) ・ 図示による 等級 ※ 2級以上 () 板面の品質 ※ C-D以上 () 化粧ばり構造用合板 品名、厚さ、単板の樹種名、接着の程度、防虫処理 ※ 図示による 湿度状態となる場所を使用する場合の接着の程度 ※ 特類 ・ 図示による 厚さ、接着の程度、化粧板に使用する単板の樹種名、防虫処理 ※ 図示による 特殊加工化粧合板 品目、厚さ、接着の程度、単板の樹種名、化粧加工の方法、防虫処理 ※ 図示による	

章	項目	特記事項	備考	
6	6.5.3 接合具等 6.5.5 防露・防蟻・防虫処理 6.5.6 RC造等の内部間仕切軸組及び床組 6.5.7 窓、出入口その他 6.5.8 床板張り 6.5.9 壁及び天井下地 6節 軽量鉄骨天井下地 6.6.2 材料 6.6.3 形式及び寸法 6.6.4 工法	パーティクルボード 表裏面の状態による区分、難燃性による区分及び厚さ ※ 図示による 曲げ強さによる区分、耐水性による区分、厚さ ※ 15mm、13Pタイプ ※ 15mm、13Mタイプ () 構造用パネル 品名、厚さ ※ 図示による * MDF (MDF) 表裏面の状態による区分、曲げ強さによる区分、接着剤による区分、難燃性による区分、厚さ ※ 図示による * 造作材の化粧面の釘打ち ※ 隠し釘打ち ・ 釘頭埋め木 ・ つぶし頭釘打ち ・ 釘頭現し * 雑物の形状、寸法、材質 ※ 6.5.3(2)(ア)による () ・ 図示による		
		* 薬剤の加圧注入による防露・防蟻処理 通用部材、保存処理性能区分 ※ 図示による () * 薬剤の塗布等による防露・防蟻処理 表面処理用木材保存剤による処理 行う () ・ 行わない () 薬剤の種類、適用部材 ※ 図示による () 処理の方法 ※ 6.5.5(1)(b)②による () ・ 図示による ()		
		* 薬剤の接着剤への混入による防露・防蟻処理 ・ 図示による () ・ 行う () ・ 行わない () * 合板等の加圧注入による防露・防蟻処理 ・ 図示による () ・ 行う () ・ 行わない ()		
		* 間仕切軸組に用いる木材 ・ 杉 ・ 松 () * 床組に用いる木材 (土間スラブ) 類の土台、転ばし大引、転ばし根太) ・ ひのき ・ 保存処理木材 () * 床組に用いる木材 (上記以外) ・ 杉 ・ 松 ()		
		* 窓、出入口その他に用いる木材 吊元材、水掛りの下枠、敷居 ※ ひのき () () ・ 図示による () * 窓、出入口その他に用いる木材 その他 杉 () ・ 松 () ・ 図示による ()		
内 装 改 修 工 事	7節 軽量鉄骨壁下地 6.7.3 形式及び寸法 7.4 工法 8節 ビニルシート等張り 6.8.2 材料	* 野線等の種類 屋内 ※ 19形 ・ 25形 ・ 図示による () 屋外 ※ 19形 ※ 25形 () ・ 図示による () [表6.6.1]		
		* 屋外の野線受、吊りボルト、インサートの間隔 (450) mm ・ 図示による () 屋外の野線間隔 (900) mm ・ 図示による ()		
		* 既存埋込インサートの使用 () 使用する () ・ 使用しない () ・ 図示による () * あと施工アウターの引抜き試験 () 行う () ・ 行わない () ・ 図示による () * 確認試験の箇所数及び確認強度 ※ 6.6.4(1)(ウ)による () * 開口部等の補強方法 ※ 図示による () * 天井のふところ1.5m以上の場合の補強方法 ※ 6.6.4(8)による () ・ 図示による () * 天井のふところ3mを超える場合の補強方法 ※ 図示による () * 天井下地材の耐震性を考慮した補強方法 ※ 図示による () * 耐風圧性を考慮した補強方法 (屋外軒天井、ピロティ天井等) ※ 図示による ()		
		* スタッド、ソナーの種類 ・ 50形 () 65形 () 90形 () 100形 ※ スタッドの高さに応じた種類 () * スタッド高さが5.0mを超える場合 () * 出入口及びこれに準ずる開口部の補強 ※ 6.7.4 (5) による () ・ 図示による ()		
		(ビニルシート、ビニル床タイル及びゴム床タイル張り) * ビニルシート 種類 ※ FS () () ・ 図示による () 色柄 () 厚さ ※ 2.0mm () ・ 図示による () * ビニル床タイル 種類 ※ KT () () ・ 図示による () 色柄 () 寸法 () ・ 図示による () 厚さ ※ 2.0mm () ・ 図示による ()		
	9節 カーペット敷き 6.9.2 材料 6.9.4 工法	* 特殊機能床材 帯電防止床シート 種類、性能、厚さ等 ・ 図示による () 帯電防止床タイル 種類、性能、寸法、厚さ等 ・ 図示による () 視覚障害者用床タイル 種類、形状 ・ 図示による () 耐動荷重性床シート 種類、厚さ等 ・ 図示による () 防滑性床シート 種類、厚さ等 () 図示による () 防滑性床タイル 種類、寸法、厚さ等 ・ 図示による () * ビニル幅木 種類、厚さ () 図示による () 高さ ※ 60mm () ・ 図示による () * ゴム床タイル 色柄、種類、厚さ、寸法等 図示による () * ビニル床シート、ビニル床タイル用の接着剤種別[下地がセメント系及び木質系以外の場合] 図示による () * ゴム床タイル用の接着剤種別[下地がセメント系及び木質系以外の場合] 図示による () * 6.8.3(1)(ア)~(ウ)以外の下地の工法 図示による () * 目地処理する場合の工法 ※ 熱溶接工法 () () ・ 図示による ()		
		* 織じゅうたん 織り方、パイルの形状 ・ 図示による () 色柄 () ※ 模様のない無地 () ・ 図示による () [表6.9.1] パイル糸の種類 ・ A種 ・ B種 ・ C種 () 帯電性 ※ 人体帯電圧3kV以下 () * ヌットカーペット パイルの形状、パイル長 ・ 図示による () () 帯電性 ※ 人体帯電圧3kV以下 () * ニードルパンチカーペット 厚さ ・ 図示による () 帯電性 ※ 人体帯電圧3kV以下 () * タイルカーペット種類 ※ 第一種 ・ 第二種 () 図示による () パイルの形状 ※ ループパイル () () ・ 図示による () 寸法 ※ 500mm角 () () ・ 図示による () 総厚さ ※ 6.5mm () () ・ 図示による ()		
		* 下敷き材 ※ JIS L 3204(反毛フェルト)の第2種2号、呼び厚さ8mm () ・ 図示による () * 取付用付属品 見切り材、押え金物の材質、種類、形状 ※ 図示による () () * ヌットカーペットの工法 ・ グリッパー工法 ・ 全面接着工法 () () ・ 図示による () * 織じゅうたんの接合法方 平場 ※ 市松敷き () () ・ 図示による () * タイルカーペットの敷き方 階段 ※ 模様流し () () ・ 図示による ()		
		株式会社 安藤建築設計 一級建築事務所 第10838号	桜井中学校中規模改修第2期主体工事 建築改修工事特記仕様書 5 / 9	図面番号 縮尺 NS A-15
		検 製 計 図 図 〇年〇月		

章	項目	特記事項	備考
6	10節 合成樹脂塗床 6.10.3 工法	*弾性ウレタン樹脂系 仕上げの種類 ※平滑 ・ 防滑 ・ つや消し ・ 図示による *エポキシ樹脂系 工法 ・ 薄膜流しのべ ・ 厚膜流しのべ ・ 樹脂粒あり ・ 図示による 仕上げの種類 ・ 平滑 ・ 防滑	[表6.10.4]
	11節 フローリング張り 6.11.2 材 料 6.11.3 工法一般	*種類 ・ 単層フローリング（ ・ フローリングボード1等 ・ フローリングロック1等） ・ 複合フローリング ・ 図示による *工法 ・ 釘留め（根太張り）工法 ・ 釘留め（直張り）工法 ・ 接着工法 ・ 図示による	
	6.11.4 釘留め工法	*根太張り工法 樹種 ※なら （ ） ・ 図示による 複合フローリングの種類 ※ A種 ・ B種 ・ C種	[表6.11.2]
	6.11.5 接着工法	*直張り工法 樹種 ※なら （ ） ・ 図示による 複合フローリングの種類 ※ A種 ・ B種 ・ C種	[表6.11.4]
	6.11.6 現場塗装仕上げ	*フローリングの樹種 ※なら （ ） ・ 図示による *フローリングブロック樹種、厚さ、大きさ ・ 図示による *フローリング裏面の緩衝材 ※合成樹脂発泡シート （ ） ・ 図示による *塗装 ・ 図示による	
	12節 畳敷き 6.12.2 材 料 13節 せっこうボード等張り 6.13.2 材 料	*畳の種類 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種（畳床の記号： ）	[表6.12.1]
	6.13.3 工 法	*ボード類の種類、厚さ等 ※ 図示による *普通合板 表板の樹種名、板面の品質、厚さ、接着の程度、防虫処理 ※ 図示による （ ） *天然木化粧合板 化粧板の樹種名、接着の程度、厚さ、防虫処理 ※ 図示による （ ） *特殊加工化粧合板 化粧加工の方法、表面性能、接着の程度、厚さ、防虫処理 ※ 図示による （ ） *遮音シート材（軽鉄下地ボード遮音壁） ・ アクリル系 ・ ウレタン系 ・ ジョイントコンパウンド(JIS A 6914） *下地 ・ 軽量鉄骨下地 ・ 木下地 （ ） *合板類の張り付け種別 ※ A種 ※ B種 *せっこうボードの目地工法の種類 ○継目処理工法 ○突付け工法 ○目透し工法	[表6.13.3] [表6.13.5]
	14節 壁紙張り 6.14.2 材 料 6.14.3 施 工	*壁紙の種類 ※ 図示による （ ） *防火性能 ・ 図示による *コンクリート面の下地調整 種別 ・ RA種 ※ RB種 ・ RC種 *せっこうボード面の下地調整 RA種 ※ RB種 ・ RC種	[表7.2.5] [表7.2.7]
	15節 モルタル塗り 6.15.3 材 料 6.15.5 下地処理 6.15.6 工 法	*モルタル ・ 現場調査材料 ・ 既調査材料 （ ） ・ 図示による *既製目地材 ・ 使用する（形状： ） ・ 使用しない ・ 図示による *壁面の場合で、仕上げ厚又は全塗り厚が6.15.4(3)の規定を満足しない場合 ○ 図示による *床の目地割り ※ 目地割2m程度、最大目地間隔3m程度 （ ） ・ 図示による 種類 ※ 押し目地 （ ）	
	16節 タイル張り 6.16.2 施工一般 6.16.3 セットタイルによるタイル張り	*伸縮目地の位置 ※ 縦横4m以内ごと（床タイル） （ ） ・ 図示による *タイル ※ 図示による	
	6.16.4 有機系接着剤によるタイル張り	*役物 ・ 有 ・ 無 試験張り ・ 有 ※ 無 見本焼き ・ 有 ※ 無 *張付けモルタル 既調査モルタル （ ） *下地タイル塗りのコンクリート素地処理 ・ 目荒し工法 （ ） ・ 図示による *タイル ※ 図示による	
	17節 セルフレベリング材塗り 6.17.2 材 料 6.17.3 調査及び塗厚	*役物 ・ 有 ・ 無 試験張り ・ 有 ※ 無 見本焼き ・ 有 ※ 無 *種類及び品質 ・ せっこう系 ・ セメント系 ・ 図示による *セルフレベリング材標準塗厚 （ ） ・ 図示による	[表6.17.1]

適用箇所	形状	寸法	耐凍害性	耐滑り性	標準色/特別色	タイル張り工法

章	項目	特記事項	備考
7	7.4.3 木部SOP	*種別[新規] ・ 図示による 屋外 ※ A種 ・ B種 ・ C種 屋内 ※ A種 ※ B種 ・ C種	[表7.4.1]
	7.4.4 鉄鋼面SOP	*塗替え] ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ 図示による	[表7.4.2]
	7.4.5 垂鉛めっき鋼面SOP	*種別 ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ 図示による *種別 鋼製建具塗替え ※ A種 ・ B種 ・ C種 ・ 図示による それ以外の塗替え及び新規塗り ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ 図示による	[表7.4.3]
	5節 クリヤラッカー塗り(CL) 7.5.2 クリヤラッカー塗り	*種別 ・ A種 ※ B種 ・ 図示による	[表7.5.1]
	7節 アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り(NAD) 7.7.2 NAD	*種別 ・ A種 ※ B種 ・ 図示による	[表7.7.1]
	8節 耐候性塗料塗り(DP) 7.8.2 鉄鋼面DP 7.8.3 垂鉛めっき鋼面DP 7.8.4 コンクリート面及び押出成形セメント板面DP	*種別 ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ 図示による 上塗り塗料の等級 ※ 1種 ・ 2種 ・ 3種 *種別 ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ 図示による 上塗り塗料の等級 ※ 1種 ・ 2種 ・ 3種 *種別 ・ A-1種 ・ A-2種 ・ B-1種 ・ B-2種 ・ C-1種 ・ C-2種 ・ 図示による	[表7.8.1] [表7.8.2] [表7.8.3]
	9節 つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP-G) 7.9.2 コンクリート、モルタル、フラスコ、せっこうボード面等EP-G	*種別 ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ 図示による *塗替えのしき止め ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ 図示による	[表7.9.1]
	7.9.3 木部EP-G	*種別 新規 ※ A種 ・ B種 ・ C種 ・ 図示による 塗替え ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ 図示による	[表7.9.2]
	7.9.4 鉄鋼面EP-G 7.9.5 垂鉛めっき鋼面EP-G	*種別 ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ 図示による *種別 ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ 図示による	[表7.9.3] [表7.9.4]
	10節 合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP) 7.10.2 合成樹脂エマルジョンペイント塗り	*種別 ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ 図示による *塗替えのしき止め ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ 図示による	[表7.10.1]
	11節 合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り(EP-T) 7.11.2 コンクリート、モルタル、フラスコ、せっこうボード面等	*種別 ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ 図示による	[表7.11.1]
	12節 ウルツ樹脂ニス塗り(UC) 7.12.2 ウルツ樹脂ニス塗り	*種別 ・ A種 ※ B種 ・ 図示による	[表7.12.1]
	13節 オイルステン塗り(OS) 7.13.2 オイルステン塗り	*塗料 ・ 図示による （ ）	[表7.13.1]
	15節 木材保護塗料塗り(WP) 7.15.2 木材保護塗料塗り	*種別 ・ A種 ※ B種 ・ 図示による	[表7.14.1]
	8	1節 共通事項 8.1.2 *本章適用上の注意 基本要項品質	*耐震改修工事標準図が添付されている場合はこれを優先する。 *受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。 (1) J I Sマーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日公布）に基づき面に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJ I Sマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び品質管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる、全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場（以下「 ◎ マークを取得した工場」という。）から選定し、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。 (2) J I Sマーク表示認証製品を製造し、 ◎ マークを取得した工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえで、その資料により監督職員の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び品質管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。
耐震	8.1.3 コンクリートの種類	*コンクリートの種別 ※ I類 ・ II類 ・ 大臣認定コンクリート（ ） *コンクリートの種類 ・ 普通コンクリート ・ 軽量コンクリート	[表8.1.1]
	8.1.4 コンクリートの品質	*設計基準強度（Fc） ・ 普通コンクリート（ ） N/mm ² ・ 軽量コンクリート（ ） N/mm ² ・ 図示による *コンクリートの荷重し点におけるスランプ ※ 表8.1.2による （ ） ・ 図示による *合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げ ※ A種 ※ B種 ・ C種 ・ 図示による *コンクリートの仕上がり平たさの種別 ・ a種 ・ b種 ・ c種 ・ 図示による	[表8.1.4] [表8.1.5]
	8.1.5 鉄骨製作工場	*鉄骨製作工場の加工能力等（ ）	
	8.1.6 鉄骨製作工場における施工管理技術者	*施工管理技術者の配置 ※ 必要 ・ 不要	
	2節 材 筋	*鉄筋種類 ※ 図示による （ ） *鉄線の形状、網目寸法、鉄線の径 ※ 図示による （ ） *あと施工アンカー ・ 金属系アンカー ・ 接着系アンカー ・ 図示による *金属系アンカーの仕様 引張耐力、せん断耐力 ・ 図示による （ ） アルカ本体の径、埋込み長さ ・ 図示による （ ） セット方式 ※ 本体打込み式改良型 （ ） ・ 図示による 接合筋の種類、径、長さ ・ 図示による （ ） 引張耐力、せん断耐力 ・ 図示による （ ） アンカーの種類 ※ かつね式回転・打撃式 アルカ筋の径、埋込み長さ ・ 図示による （ ） アンカー筋の種類 （ ） ・ 図示による アンカー筋の新設壁内への定着長さ （ ） ・ 図示による	[表8.2.1]
	8.2.5 コンクリートの材料及び調査	*あと施工アンカーの性能確認試験 ・ 行う ・ 行わない *セメントの種類 ※ 普通ポルトランドセメント ・ 高炉セメント(A種) ・ シリカセメント(A種) ・ コセメント	[表8.2.3]

株式会社 安藤建築設計	桜井中学校中規模改修第2期主体工事	図面番号
一級建築事務所 第10838号	建築改修工事特記仕様書 6 / 9	縮尺 NS A-16
検 図	製 図	設 計
		○年○月

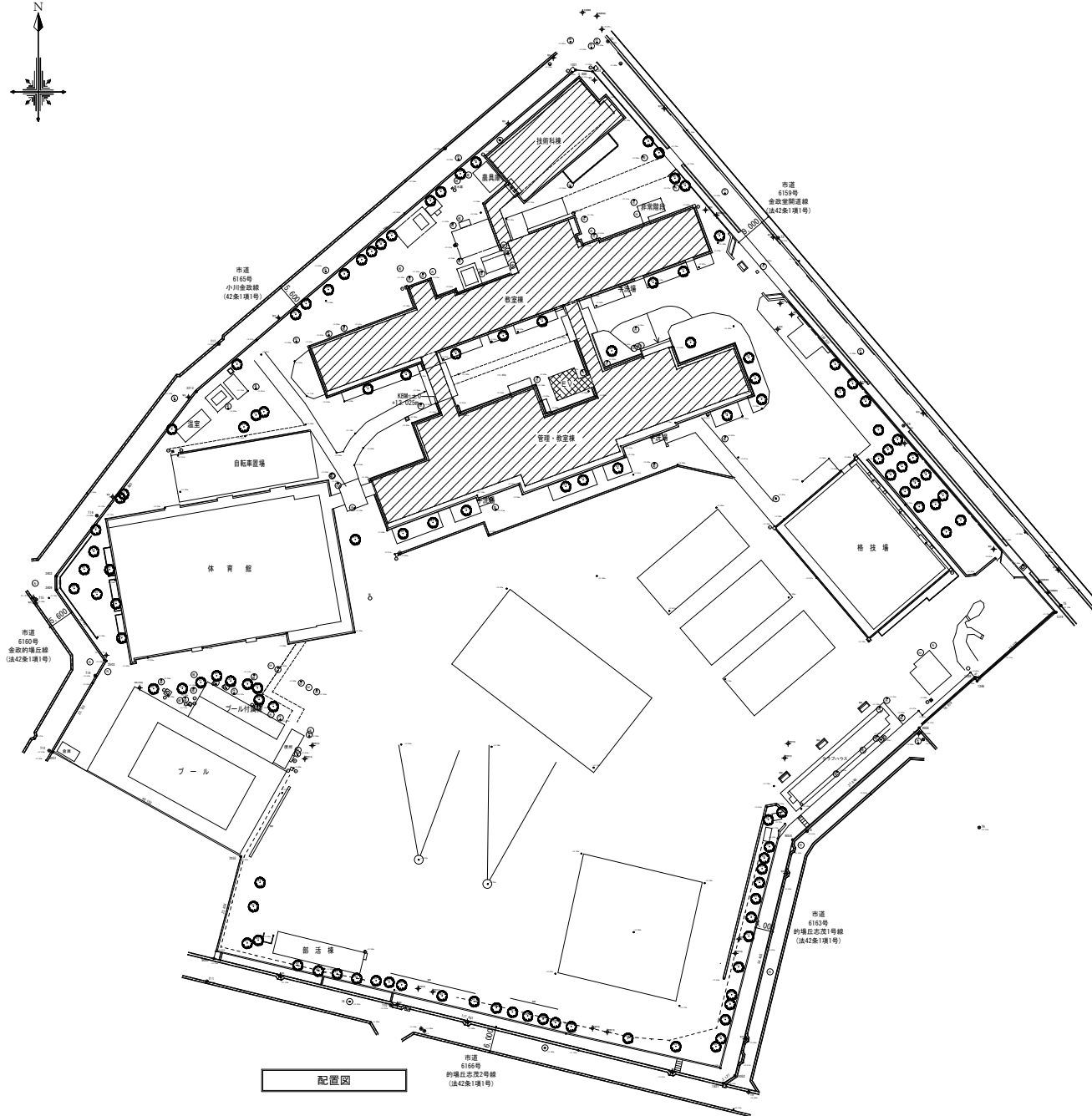
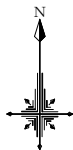
章	項	目	特	記	事	項	備	考	
8	8.26	既存部分の処理	* 既存杭の撤去範囲及び撤去方法 ※ 図示による ()						
			* 打継ぎ面となる範囲の既存構造体コンクリート面の目荒しの程度 ※ 図示による ()						
			* 既存杭の杭頭部等の処理 ※ 図示による ()						
			* 支保材又は減衰材の材質、諸元 ※ 図示による ()						
			* 性能確認試験の項目及び数量 () ※ 図示による ()						
	8.26.10	支保材又は減衰材の設置	* 製品検査における項目、内容、判定基準、検査頻度等 ※ 図示による ()						
			* 防錆処理 () ※ 図示による ()						
	8.26.13	仕上げ	* 支保材又は減衰材設置後の仕上げ () ※ 図示による ()						
	8.26.14	耐火被覆	* 支保材への耐火被覆の適用 () ※ 図示による ()						
	8.26.15	免震EXPJ等	* 免震部分周囲のコンクリートの仕様、工法等 ※ 図示による ()						
	8.26.16	検査	* 検査の項目及び数量 () ※ 図示による ()						
	8.26.17	維持管理要領	* 記載する項目 ※ 8.26.17(2)による ()						
	27節	制振改修工事	* 地震計、下げ振り、けがき板、別置き試験体等の設置及び仕様 ※ 図示による ()						
	8.27	既存部分の撤去等	* 既存鉄筋コンクリート及び既存鉄骨鉄骨コンクリートの撤去等 ※ 図示による ()						
			* 既存仕上の撤去範囲 ※ 本工事に支障となる最小限の範囲 () ※ 図示による ()						
* 工事に支障となる設備機器、配管等の撤去、移設 () ※ 図示による ()									
* 既存構造体の撤去範囲 ※ 図示による ()									
* はつりだした鉄筋及び鉄骨の処理 ※ 図示による ()									
8.27.3	既存部分の処理	* 既存鉄骨の撤去範囲及び撤去方法 ※ 図示による ()							
8.27.4	減衰材	* 減衰材の材質、諸元 ※ 図示による ()							
8.27.6	減衰材の設置	* 性能確認試験の項目及び数量 () ※ 図示による ()							
8.27.7	仕上げ	* 製品検査における項目、内容、判定基準、検査頻度等 ※ 図示による ()							
8.27.9	検査	* 防錆処理 () ※ 図示による ()							
28節	土工及び地業工事	* 制振改修工事 () ※ 図示による ()							
		* 既存杭の撤去範囲及び撤去方法 ※ 図示による ()							
		* 既存杭の杭頭部等の処理 ※ 図示による ()							
		* 既存杭の補強 ※ 図示による ()							
		* 既存杭の健全性を確認する試験 ※ 図示による ()							
8.28.3	土工	* 埋戻し及び盛土の材料、工法 A種 B種 C種 D種 ※ 図示による () [表8.28.1]							
8.28.4	地業工事	* 処分にあたっては「リサイクルガイドライン」に基づき、適正に処理する。							
		* 建設発生土の処理 ※ 図示による ()							
		* 搬出先 ()							
		* 搬出条件 ()							
		* 場内敷き均し ※ 図示による ()							
9.1.1	石綿含有建材の除去工事 一般事項	* 鋼矢板等の抜き跡の処理 ※ 直ちに砂を充填 () ※ 図示による ()							
		* 山留め壁等の存置 ※ 無 () ※ 図示による ()							
		* 試験杭の位置 ※ 図示による ()							
		* 試験杭の施工方法 ※ 図示による ()							
		* 杭の載荷試験 ※ 図示による ()							
		* 杭の載荷試験 ※ 図示による ()							
		* 杭の載荷試験 ※ 図示による ()							
		* 杭の載荷試験 ※ 図示による ()							
		* 杭の載荷試験 ※ 図示による ()							
		* 杭の載荷試験 ※ 図示による ()							
		* 杭の載荷試験 ※ 図示による ()							
		* 杭の載荷試験 ※ 図示による ()							
		* 杭の載荷試験 ※ 図示による ()							
		* 杭の載荷試験 ※ 図示による ()							
		* 杭の載荷試験 ※ 図示による ()							
9.1.2	石綿含有建材の除去工事 一般事項	* 大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること ※ 図示による ()							
		* 適用範囲 ※ 図示による ()							
		* 石綿含有建材除去後の仕上げ工事 ※ 図示による ()							
		* 石綿含有建材の調査範囲等 ※ 図示による ()							
		* 既存の石綿含有建材の調査報告書の貸与等 () ※ 図示による ()							
		* 分析による石綿含有調査を行う場合の分析方法 () ※ 図示による ()							
		* 分析による石綿含有調査を行う場合の分析方法 () ※ 図示による ()							
		* 分析による石綿含有調査を行う場合の分析方法 () ※ 図示による ()							
		* 分析による石綿含有調査を行う場合の分析方法 () ※ 図示による ()							
		* 分析による石綿含有調査を行う場合の分析方法 () ※ 図示による ()							
		* 分析による石綿含有調査を行う場合の分析方法 () ※ 図示による ()							
		* 分析による石綿含有調査を行う場合の分析方法 () ※ 図示による ()							
		* 分析による石綿含有調査を行う場合の分析方法 () ※ 図示による ()							
		* 分析による石綿含有調査を行う場合の分析方法 () ※ 図示による ()							

章	項	目	特	記	事	項	備	考									
9	環	9.1	* 石綿粉じん濃度測定 ※ 図示による ()														
			* 測定時期 () ※ 図示による ()														
			* 測定場所 () ※ 図示による ()														
			* 測定箇所数 () ※ 図示による ()														
			* 備考 () ※ 図示による ()														
			9.1.2	除去工事共通事項	* 石綿作業主任者は、法令に基づき、労働者の指揮、作業方法の指導等、必要な措置を行うこと。												
					* 特に、主たる工事が石綿対策工事の場合は、自社所属の石綿作業主任者を選任すること。												
					* 監督職員等の保護具、保護衣等は、受注者が無償で準備すること。												
					* 除去工事 ※ 図示による ()												
					* 除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止措置 ※ 図示による ()												
					9.1.3	石綿含有吹付け材の除去	* 除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止措置 ※ 図示による ()										
							* 除去した石綿含有吹付け材等の処分方法 ※ 図示による ()										
							* 除去方法 ※ 図示による ()										
							* 除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止措置 ※ 図示による ()										
							* 除去した石綿含有吹付け材等の処分方法 ※ 図示による ()										
9.1.4	石綿含有保温材等の除去	* 除去した石綿含有保温材等の飛散防止措置 ※ 図示による ()															
		* 除去した石綿含有保温材等の処分方法 ※ 図示による ()															
		* 除去方法 ※ 図示による ()															
		* 除去した石綿含有保温材等の飛散防止措置 ※ 図示による ()															
		* 除去した石綿含有保温材等の処分方法 ※ 図示による ()															
		9.1.5	石綿含有成形板の除去	* 除去した石綿含有成形板 (石綿含有せっこうボードを除く) の処分 ※ 図示による ()													
				* 埋立処分 () ※ 図示による ()													
				* 中間処分 () ※ 図示による ()													
				* 中間処分 () ※ 図示による ()													
				* 中間処分 () ※ 図示による ()													
				2節	断熱アスファルト防水改修工事	* 断熱アスファルト防水改修工事 () ※ 図示による ()											
						* 改修工法の種類・工程 () ※ 図示による ()											
						* 外断熱改修工事 () ※ 図示による ()											
						* 材料 () ※ 図示による ()											
						* 断熱材の種類及び厚さ ※ 図示による ()											
9.2.3	改修工法の種類・工程					* 断熱材の種類及び防火性能 ※ 図示による ()											
						* 外装材の種類及び防火性能 ※ 図示による ()											
						* 仕上材の撤去 ※ 図示による ()											
						* 下地面の清掃 ※ 図示による ()											
						* 断熱材設置部分の下地に欠損部がある場合の改修工法の種類 ※ 図示による ()											
		9.3	既存外壁の処置			* 建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 () ※ 図示による ()										(4.1.4)	
						* 不陸等の下地調整 ※ 図示による ()											
						* 断熱材の施工 ※ 図示による ()											
						* 外装材の施工 ※ 図示による ()											
						* 通気層の有無、厚さ ※ 図示による ()											
				9.3.4	工法	* 外装材の外壁への取り付け ※ 図示による ()											
						* 覆層ガラスの材料板ガラスの種類、厚さの組合せ、覆層ガラスの厚さ、断熱性による区分、日射取得性、日射遮蔽性による区分、乾燥気体の種類 ※ 図示による ()											
						* 断熱材の種類及び厚さ ※ 図示による ()											
						* 断熱材打込み工法 () ※ 図示による ()											
						* 断熱材現場発泡工法 () ※ 図示による ()											
9.5.3	断熱材現場発泡工法					* 吹付け厚さ () mm ※ 図示による ()											
						* 断熱材の種類及び厚さ ※ 図示による ()											
						* 断熱材に石膏ボード等を張り付けたパネルを使用する場合 ※ 図示による ()											
						* 芝及び地被類の種類等 ※ 図示による ()											
						* 見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等 ※ 図示による ()											
		9.6.3	工法			* 建設省告示第1458号に基づく風圧力に対応した工法 ※ 図示による ()											
						* かん水装置の設置及び種類 ※ 図示による ()											
						* 既存保護層等の撤去工法 ※ 図示による ()											
						* 枯補償の期間 ※ 引渡しの日から1年 () ※ 図示による ()											
						* 枯補償の期間 ※ 引渡しの日から1年 () ※ 図示による ()											
				7節	透水性アスファルト舗装改修工事	* 透水性アスファルト舗装改修工事 () ※ 図示による ()											
						* 既存舗装の撤去 ※ 図示による ()											
						* 既存舗装の再利用 ※ 図示による ()											
						* 凍土抑制層の適用及び厚さ ※ 図示による ()											
						* 透水性舗装に用いるフィルター層厚さ ※ 図示による ()											
9.7.2	透水性アスファルト舗装改修工事					* 凍土抑制層の適用及び厚さ ※ 図示による ()											
						* 凍土抑制層の適用及び厚さ ※ 図示による ()											
						* 凍土抑制層の適用及び厚さ ※ 図示による ()											
						* 凍土抑制層の適用及び厚さ ※ 図示による ()											
						* 凍土抑制層の適用及び厚さ ※ 図示による ()											
		9.7.3	路床			* 路床安定処理用添加材料 ※ 図示による ()											
						* 路床安定処理用添加材料 ※ 図示による ()											
						* 路床安定処理用添加材料 ※ 図示による ()											
						* 路床安定処理用添加材料 ※ 図示による ()											
						* 路床安定処理用添加材料 ※ 図示による ()											
				9.7.4	路盤	* 路盤の厚さ ※ 図示による ()											
						* 路盤材料種別 ※ 図示による ()											
						* 路盤の構成 ※ 図示による ()											
						* 路盤の構成 ※ 図示による ()											
						* 路盤の構成 ※ 図示による ()											
9.7.9	試験					* 路盤の構成 ※ 図示による ()											
						* 路盤の構成 ※ 図示による ()											
						* 路盤の構成 ※ 図示による ()											
						* 路盤の構成 ※ 図示による ()											
						* 路盤の構成 ※ 図示による ()											
		* 路盤の構成 ※ 図示による ()															
		* 路盤の構成 ※ 図示による ()															
		* 路盤の構成 ※ 図示による ()															
		* 路盤の構成 ※ 図示による ()															
		* 路盤の構成 ※ 図示による ()															
		* 路盤の構成 ※ 図示による ()															
		* 路盤の構成 ※ 図示による ()															
		* 路盤の構成 ※ 図示による ()															
		* 路盤の構成 ※ 図示による ()															
		* 路盤の構成 ※ 図示による ()															

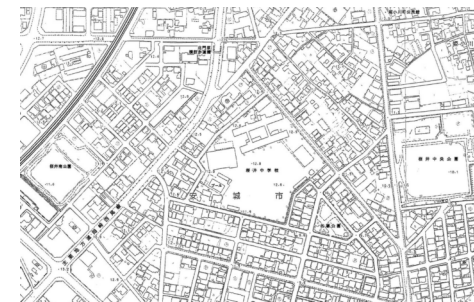
株式会社 安藤建築設計			桜井中学校中規模改修第2期主体工事			図面番号	
一級建築事務所 第10838号			建築改修工事特記仕様書 8 / 9			縮尺 NS A-17	
検	製	計					
図	図	図	○年○月				

章 項 目	特 記 事 項	備 考																																																																														
その他	<p>特定建設資材の再資源化等</p> <p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）以下「建設リサイクル法」という。に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。</p> <p>なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は2、及び3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書の「解体工事に要する費用」等に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りでない。また、受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。「再資源化等報告書」は、https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html [建築工事事務の手引-関連様式] から入手可能。（注）別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。</p> <p>別表1 建築物に係る解体工事</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 程</th> <th>作業内容</th> <th>分別・解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（ ） 建築設備、内装材等</td> <td>・有 ・無</td> <td>※ 手作業 （ ） 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 屋根ふき材</td> <td>・有 ・無</td> <td>※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 外装材、上部構造部材</td> <td>・有 ・無</td> <td>※ 手作業 ※ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 基礎、基礎ぐい</td> <td>・有 ・無</td> <td>※ 手作業 ※ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ その他 ()</td> <td>・有 ・無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表2 建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 程</th> <th>作業内容</th> <th>分別・解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 造成等</td> <td>・有 ・無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 基礎、基礎ぐい</td> <td>・有 ・無</td> <td>※ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>（ ） 上部構造部分、外装</td> <td>・有 ・無</td> <td>（ ） 手作業 （ ） 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 屋根</td> <td>・有 ・無</td> <td>※ 手作業 ※ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 建築設備、内装等</td> <td>・有 ・無</td> <td>※ 手作業 （ ） 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ その他 ()</td> <td>・有 ・無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表3 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（外構・工作物等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 程</th> <th>作業内容</th> <th>分別・解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 仮設</td> <td>・有 ・無</td> <td>※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 土工</td> <td>・有 ・無</td> <td>※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 基礎</td> <td>・有 ・無</td> <td>※ 手作業 ※ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 本体工事</td> <td>・有 ・無</td> <td>※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・ 本体付属品</td> <td>・有 ・無</td> <td>※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>（ ） その他 (さく、照明器具)</td> <td>・有 ・無</td> <td>※ 手作業 （ ） 手作業と機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表4 再資源化等をする施設の名称及び所在地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>産業物の種類</th> <th>施設の名称</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（ ） コンクリート</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>（ ） 鉄及びコンクリートから成る建設資材</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>（ ） アスファルト・コンクリート</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 木材</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>（ ） 発生土</td> <td>リサイクルプラント</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工 程	作業内容	分別・解体等の方法	（ ） 建築設備、内装材等	・有 ・無	※ 手作業 （ ） 手作業と機械作業の併用	・ 屋根ふき材	・有 ・無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 外装材、上部構造部材	・有 ・無	※ 手作業 ※ 手作業と機械作業の併用	・ 基礎、基礎ぐい	・有 ・無	※ 手作業 ※ 手作業と機械作業の併用	・ その他 ()	・有 ・無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	工 程	作業内容	分別・解体等の方法	・ 造成等	・有 ・無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 基礎、基礎ぐい	・有 ・無	※ 手作業と機械作業の併用	（ ） 上部構造部分、外装	・有 ・無	（ ） 手作業 （ ） 手作業と機械作業の併用	・ 屋根	・有 ・無	※ 手作業 ※ 手作業と機械作業の併用	・ 建築設備、内装等	・有 ・無	※ 手作業 （ ） 手作業と機械作業の併用	・ その他 ()	・有 ・無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	工 程	作業内容	分別・解体等の方法	・ 仮設	・有 ・無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 土工	・有 ・無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 基礎	・有 ・無	※ 手作業 ※ 手作業と機械作業の併用	・ 本体工事	・有 ・無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 本体付属品	・有 ・無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	（ ） その他 (さく、照明器具)	・有 ・無	※ 手作業 （ ） 手作業と機械作業の併用	産業物の種類	施設の名称	所 在 地	（ ） コンクリート			（ ） 鉄及びコンクリートから成る建設資材			（ ） アスファルト・コンクリート			・ 木材			（ ） 発生土	リサイクルプラント		
工 程	作業内容	分別・解体等の方法																																																																														
（ ） 建築設備、内装材等	・有 ・無	※ 手作業 （ ） 手作業と機械作業の併用																																																																														
・ 屋根ふき材	・有 ・無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																																																																														
・ 外装材、上部構造部材	・有 ・無	※ 手作業 ※ 手作業と機械作業の併用																																																																														
・ 基礎、基礎ぐい	・有 ・無	※ 手作業 ※ 手作業と機械作業の併用																																																																														
・ その他 ()	・有 ・無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																																																																														
工 程	作業内容	分別・解体等の方法																																																																														
・ 造成等	・有 ・無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																																																																														
・ 基礎、基礎ぐい	・有 ・無	※ 手作業と機械作業の併用																																																																														
（ ） 上部構造部分、外装	・有 ・無	（ ） 手作業 （ ） 手作業と機械作業の併用																																																																														
・ 屋根	・有 ・無	※ 手作業 ※ 手作業と機械作業の併用																																																																														
・ 建築設備、内装等	・有 ・無	※ 手作業 （ ） 手作業と機械作業の併用																																																																														
・ その他 ()	・有 ・無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																																																																														
工 程	作業内容	分別・解体等の方法																																																																														
・ 仮設	・有 ・無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																																																																														
・ 土工	・有 ・無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																																																																														
・ 基礎	・有 ・無	※ 手作業 ※ 手作業と機械作業の併用																																																																														
・ 本体工事	・有 ・無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																																																																														
・ 本体付属品	・有 ・無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																																																																														
（ ） その他 (さく、照明器具)	・有 ・無	※ 手作業 （ ） 手作業と機械作業の併用																																																																														
産業物の種類	施設の名称	所 在 地																																																																														
（ ） コンクリート																																																																																
（ ） 鉄及びコンクリートから成る建設資材																																																																																
（ ） アスファルト・コンクリート																																																																																
・ 木材																																																																																
（ ） 発生土	リサイクルプラント																																																																															

章 項 目	特 記 事 項	備 考																																		
その他	<p>化学物質を発生する建築材料等の使用制限の原則</p> <p>本工事に使用する資材は、次の建築材料等の適正な選択による対策を講じること。</p> <p>1) ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレン（以下「ホルムアルデヒド等」という。）を発生する建築材料等の使用制限の原則</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策をとる建築材料等</th> <th>使用制限の原則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材単板 横層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材</td> <td>ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。</td> </tr> <tr> <td>② 家具、書架、実験台、その他の什器等</td> <td>①③④に掲げる建築材料等を使用している場合には、ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</td> </tr> <tr> <td>③ ユリア樹脂版</td> <td>ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</td> </tr> <tr> <td>④ 壁紙</td> <td>ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。</td> </tr> <tr> <td>⑤ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の 施工時に使用する接着剤</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥ 保温材、緩衝材、断熱材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑦ 塗料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑧ 仕上塗材</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2) トルエン、キシレン及びエチルベンゼン（以下「トルエン等」という。）を含有する塗料及び接着剤の使用制限の原則</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策をとる建築材料等</th> <th>使用制限の原則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の 施工時に使用する接着剤</td> <td>トルエン等の含有量が少ないJAS又はJISの規格品とする。</td> </tr> <tr> <td>② 塗料</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3) クロロビリス、ダイアジノン及びフェノブカルブ（以下「加圧剤等」という。）を含有する防腐・防蟻剤の使用制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策をとる建築材料等</th> <th>使用制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木材保存（木材の防腐・防蟻処理）剤</td> <td>クロロビリス等を含有しない、非有機リン系の薬剤とし、加圧式防腐・防蟻処理等は工場で行い、十分乾燥した後に現場へ搬入する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>4) 可塑性剤を使用している建築材料等の使用制限の原則</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策をとる建築材料等</th> <th>使用制限の原則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 壁紙用接着剤</td> <td>フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難燃性の可塑性剤を使用しているJAS又はJISの規格品とする。</td> </tr> <tr> <td>② 木工用接着剤</td> <td>フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難燃性の可塑性剤を使用しているものとする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>工事で使用する資材・機材</p> <p>本工事に使用する資材・機材は、平成31年版国土交通省大臣官房官庁官務総務部監修の各標準仕様書、本特記仕様書、並びに図面で指定された品質、性能を有するものほか、以下のものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」により評価を受けた建築材料・設備器材等（以下「評価名簿登録品」という）。ただし、評価書の「納入地区及びアフターサービス地区」に当該工事場所が含まれる場合に限り。 (一財)ベターリビングが認定した優良住宅部品（B.L.部品）。ただし、現場においてB.L.マーク表示が確認できるものに限り。 その他、各標準仕様書の仕様規定及び試験方法に適合することが証明書等で確認でき、監督職員に承諾を得られたもの。（定期的なメンテナンスが必要になる機材については、メンテナンスの体制についても監督職員に承諾を得られること。） <p>なお「評価名簿登録品」は、(一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」の評価書の写しを提出することにより、その評価を受けたこと及びメンテナンスの体制があることについて証明することができる。</p>	対策をとる建築材料等	使用制限の原則	① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材単板 横層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。	② 家具、書架、実験台、その他の什器等	①③④に掲げる建築材料等を使用している場合には、ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。	③ ユリア樹脂版	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。	④ 壁紙	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。	⑤ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の 施工時に使用する接着剤		⑥ 保温材、緩衝材、断熱材		⑦ 塗料		⑧ 仕上塗材		対策をとる建築材料等	使用制限の原則	① 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の 施工時に使用する接着剤	トルエン等の含有量が少ないJAS又はJISの規格品とする。	② 塗料		対策をとる建築材料等	使用制限	木材保存（木材の防腐・防蟻処理）剤	クロロビリス等を含有しない、非有機リン系の薬剤とし、加圧式防腐・防蟻処理等は工場で行い、十分乾燥した後に現場へ搬入する。	対策をとる建築材料等	使用制限の原則	① 壁紙用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難燃性の可塑性剤を使用しているJAS又はJISの規格品とする。	② 木工用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難燃性の可塑性剤を使用しているものとする。	
対策をとる建築材料等	使用制限の原則																																			
① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材単板 横層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。																																			
② 家具、書架、実験台、その他の什器等	①③④に掲げる建築材料等を使用している場合には、ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。																																			
③ ユリア樹脂版	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。																																			
④ 壁紙	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。																																			
⑤ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の 施工時に使用する接着剤																																				
⑥ 保温材、緩衝材、断熱材																																				
⑦ 塗料																																				
⑧ 仕上塗材																																				
対策をとる建築材料等	使用制限の原則																																			
① 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の 施工時に使用する接着剤	トルエン等の含有量が少ないJAS又はJISの規格品とする。																																			
② 塗料																																				
対策をとる建築材料等	使用制限																																			
木材保存（木材の防腐・防蟻処理）剤	クロロビリス等を含有しない、非有機リン系の薬剤とし、加圧式防腐・防蟻処理等は工場で行い、十分乾燥した後に現場へ搬入する。																																			
対策をとる建築材料等	使用制限の原則																																			
① 壁紙用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難燃性の可塑性剤を使用しているJAS又はJISの規格品とする。																																			
② 木工用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難燃性の可塑性剤を使用しているものとする。																																			
	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">株式会社 安藤建築設計</td> <td colspan="2">桜井中学校中規模改修第2期主体工事</td> <td rowspan="4">図面番号 A-18</td> </tr> <tr> <td colspan="2">一級建築事務所 第10838号</td> <td colspan="2">建築改修工事特記仕様書 9/9</td> </tr> <tr> <td colspan="2">安藤 敦也</td> <td colspan="2">設計</td> </tr> <tr> <td>検 図</td> <td>製 図</td> <td colspan="2">○年○月</td> </tr> </table>	株式会社 安藤建築設計		桜井中学校中規模改修第2期主体工事		図面番号 A-18	一級建築事務所 第10838号		建築改修工事特記仕様書 9/9		安藤 敦也		設計		検 図	製 図	○年○月																			
株式会社 安藤建築設計		桜井中学校中規模改修第2期主体工事		図面番号 A-18																																
一級建築事務所 第10838号		建築改修工事特記仕様書 9/9																																		
安藤 敦也		設計																																		
検 図	製 図	○年○月																																		



配置図



付近見取図

■工事概要

工事名	桜井中学校校舎改修第2期主体工事
工事場所	安城市小川町の場丘1番地1
主要用途	中学校
工事種別	工事

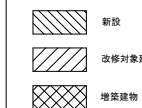
■敷地概要

敷地面積	29,313.46㎡
用途地域	市街化区域
建ぺい率・容積率	建ぺい率:60% 容積率:150%
防火指定	2.2条区域
地域指定	第1種中高層住居専用地域
防火拠点区域	区域外
防火居住誘導区域	区域内
日影規制	測定高さ:4m/2.5時間、4.0時間

■工事概要

- ①エレベーター増設工事: EV、多目的トイレ等の新設
(電気設備、機械設備工事別途発注)
- ②屋上防水部分改修
- ③外壁改修工事: 外壁補修及び塗装塗替工事
- ④小荷物専用昇降機更新
- ⑤建具保全改修: 金物取替、一部更新
- ⑥外構工事: エレベーター増設に伴う外構整備工事
- ⑦床他改修工事 (普通教室、共用部)
- ⑧保健室改修工事 (シャワーユニット新設、床、天井改修)
- ⑨来客用玄関他改修工事: (来客用玄関、職員用・児童用昇降口の既存下入れ撤去新設、床及び建具バリアフリー改修)
- ⑩その他工事: 床及び建具バリアフリー改修、各教室換気レジスター撤去工事等

※④⑦⑧⑨については、夏休み期間とする。又、令和4年8月31日までに現場の部分使用に対する出発形検査を受けると。
【凡例】



特記	訂正	株式会社 安藤建築設計	ANDO ARCHITECTURAL DESIGN	日付	2021.01.12	工事名	桜井中学校校舎改修第2期主体工事	図面番号	A-19	
		一級建築士事務所	第10838号	担当	図名	配置図・付近見取図・工事概要	縮尺	1:500 (A1)	設計番号	****
		一級建築士 第244565号	安藤 敬也							